

第四百回 参議院社会労働委員会 會議録第八号

昭和六十一年四月十五日(火曜日)
午前十時五分開会

委員の異動

四月十日

補欠選任

四月十一日

補欠選任

四月十五日

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

藤井 恒男君	石井 道子君	大浜 方榮君	佐々木 満君	高杉 勉忠君	中野 鉄造君	石井 道子君	石本 茂君	遠藤 政夫君	高藤 十朗君	関口 恵造君	田中 正巳君	前島英三郎君	森下 泰君	糸久八重子君	和田 静夫君	中西 珠子君	佐藤 昭夫君	栗林 卓司君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------

国務大臣

政府委員

厚生大臣 今井 勇君	厚生大臣官房総務課長 北郷 照夫君	厚生大臣官房審議官 山内 豊徳君	厚生省生活衛生局長 北川 定謙君	厚生省児童家庭局長 小島 弘伸君	厚生省年金局長 坂本 龍彦君	厚生省看護局長 吉原 健二君	厚生省援護局長 水田 努君	社会保険庁年金保険部長 長尾 立子君	兼内閣審議官 労働大臣官房長 岡部 晃三君	常任委員会専門員 此村 友一君	説明員 沖縄開発庁総務局調査金融課長 草木 一男君	大蔵省理財局資金第一課長 石坂 匡身君	大蔵省銀行局特別金融課長 高橋 厚男君	自治省財政局財政課長 湯浅 利夫君
------------	-------------------	------------------	------------------	------------------	----------------	----------------	---------------	--------------------	-----------------------	-----------------	---------------------------	---------------------	---------------------	-------------------

○環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岩崎純三君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十日、柳澤鐵造君が委員を辞任され、その補欠として藤井恒男君が選任されました。

○委員長(岩崎純三君) 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に關する法律の一部を改正する法律案並びに環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○高杉勉忠君 議題であります両法案について、環境衛生金融公庫法に關して、財政投融資、政策金融と環境衛生公庫の役割について伺いたいと思ひます。

まず、環境衛生金融公庫法に關して、財政投融資、政策金融と環境衛生公庫の役割について伺いたいと思ひます。

財政投融資の役割が日本経済の発展で大分変化してきておると思ふので、また今日、金融を取り巻く諸情勢も変わつてきたと考へます。この点について、先週の本委員会においても、年金積立金の有利運用との関連で、それぞれから質疑があつたところでありまふ。

私は、政策金融のあり方との関連で伺ひたいと思ひますが、財政投融資の原資と運用面における大きな変化をどのように認識しているのか、まづ伺ひたいと思ひます。

○説明員(石坂匡身君) お答え申し上げます。

財政の運用面につきましても、御答弁申し上げます。これは先般、この委員会でも御答弁申し上げておりましたが、戦後さまたまな変遷を経てきたわけでございます。

当初は、基幹産業を中心に資金を配分し、そして産業基盤を中心に資金を配分するところから、住宅等あるいは生活環境整備等の生活基盤重点へと、その性格を移しながら現在に至つておるわけでございます。そして、国あるいは地方公共団体の資金不足というふうな現在の時点を踏まへまして、国、地方、財政機関、この三者の間の適正なバランスを保ちながらその運用に心がけておるところでございます。

こうした中で、おつしやいました六十一年度の財政計画というのを見てまいりますと、原資の面では、郵便貯金が九・四％伸びてございまして、年金は八・九％伸びてございまして、そうした中で、財政全体といたしましては六・二％というふうな編成が可能となつたところでございまして、特に、六十一年度におきましては、内需拡大といった政策的な要請を踏まへまして、公共事業の実施機関が一・九、住宅公庫が一・〇・五、地方公共団体が九・五といったような点に資金配分を重点的に執行一方、昨今の金融緩和の状況を踏まへまして、政策金融機関につきましては三・二％の減にするといたしたような、全体としてバランスをとつた資金配分に心がけたところでございまして、今後とも、この原資、運用、両サイドいろいろ社会経済情勢の変動があらうかと思ひますけれども、そうしたことを踏まへまして、重点的、効率的ということを中心がけながらやってまいりたいと考えております。

○高杉勉忠君 お答えがありました。財政投融資資金による量的に民間金融を補充していくとい

う必要性ですね、これが希薄になってきていることが指摘できるのではないかと、こう考えるんですが、この点はいかがですか。

○説明員(石坂匡男君) 財投機関は、なかなか民間金融機関では供給できませんような長期の資金を、低利で固定的金利で安定的に供給をしていくというふうなところにその大きな役割があるかと考えております。

そうしたサイドに立ちまして、内需の拡大でございまして、中小企業対策でございまして、住宅対策、農林漁業対策あるいは経済協力といった事柄にこの資金を長期、固定で安定的に供給をしてきたわけでございまして、そういう意味で、財投の果たす役割というものは現時点においても十分大きなものがあると思うわけでございまして、ただ、先生御指摘のように、昨今は大幅な金融緩和の状況下にございまして、そういった状況下で、確かに量的な面におきましては、御指摘のような問題があるかと思ひます。

そうした状況を踏まえまして、財政投融資計画におきまして、住宅公庫を除き見ますと、六十年代度財政計画では八・一%の減少、六十一年度の財政計画では、先ほど申し上げましたように三・二%の減少というふうなことで、量的なサイドは、実績に合せてある程度縮めるといふふうな編成をさせていただいてるところでございします。

○高杉雄忠君 具体的に伺いますけれども、五十九年度公庫などの財投機関による投融資資金の使い残しですね、すなわち運用計画に対する運用実績の割合、それから未消化率、その金額、これはどのようになっていますか、伺います。

○説明員(石坂匡男君) お尋ねは、五十九年度の財政計画でかなりの使い残しが出たということについてのお尋ねであらうかと思ひますけれども、五十九年度の財政計画は約二十一兆円でございまして、その中で、全体として使い残しが出ましたのが約一兆三千億円でございまして、計画額対比では六・四%ということになっておるわけでござい

ます。

この大半は輸出入銀行、これが一番大きくございまして四千七百億強でございまして、中小公庫が三千億というふうなことでございまして、この二つの機関でその大半を占めるわけでございまして、輸銀につきましては、相手国側の事情がいろいろございまして、プラント輸出が不振であったということ、あるいは資源需要が低迷いたしましたという問題、あるいは資金繰りが滞りまして、累積問題によりましてところのプロジェクトのおくれといったような問題がございまして、また、中小公庫につきましては、予想できないほどの急激な金融緩和が発生したというふうなことでございまして、五十九年度におきましては、このようなやむを得ざる使い残しが生じたわけでございまして、こうした状況を踏まえまして、この見込まれました不用約一兆円につきましては、この使い残しを六十年年度の財政の原資として活用させていただくという措置を講じていただきました。また、この大きく使い残しを出したところの輸出入銀行につきましては、財政計画を二四・一%六十年年度で減らしてございまして、また、中小公庫につきましては五・五%減らしてございまして、また、六十一年度の財政計画編成におきましても、輸出入銀行につきましては二%程度減らす、中小公庫も若干減らすというふうなことで、実績に合わせた財政計画の編成に心がけてるところでございします。

○高杉雄忠君 これは、全体的に低金利という政府系金融機関の魅力が薄れてきたのが主な要因ではないかと、こういうふうなふうに思ふんですけれども、この点についてはどういふふうな見解を持っておられますか。

○説明員(高橋厚男君) お答え申し上げます。特に政府系金融機関の低利性という魅力が薄れたというところが、その財投の不用と直接関係があるんじゃないか、こういう御指摘でございします。今、理財局の方から御説明がございましたように、

に、財投の不用というものは、特に財政計画策定時において予想できなかったようなやむを得ない事情による、こういうふうな私ども理解をいたしております。

そこで、政府関係金融機関の金利でございまして、その大半を占めております基準金利は、民間の最優遇金利でございましていわゆる長期プライムレートと同水準に定めておるわけでございまして、民間の最優遇金利と同等というところで定めておりますので、特に中小企業あるいは零細企業の方に

としましては、この基準金利というものは大変優遇された金利、お使いやすい金利ということが言えるのではないかと思ひます。さらに、政策的に見まして特に必要な分野につきましては、この基準金利をもさらに下回ります。また、民間金融機関と利を勘案いたしまして低い金利を定めております。こういう観点から見ますと、民間金融機関と比較をいたしまして、政府関係金融機関の低利性という魅力が失われてきたということは言えないんじゃないかと思ひます。

さらに、若干敷荷して申し上げさせていただきますと、政策金融の誘導効果というものは、御指摘のような低利性という魅力があります。特に、期間補完機能と呼んでおりますが、長期の貸し付けをする、あるいはリスク補完機能と呼んでおります、リスクのあるような事業についての貸し付けをする、あるいは資金の安定性、つまり政策金融機関でございまして、安定した資金の供給が受けられるといったような、そういう各種の誘導補完機能というものがよりまして総合的に発揮されるものでございします。こういう幾つかの機能を果たしまして、政策金融機関が十分にその機能を果たしているんじゃないかというふうに考えております。

○高杉雄忠君 環境公庫も例外ではないようですね、運用計画額、それから運用実績額、これはどのようになっていますか。

○政府委員(北川定雄君) 環境衛生金融公庫の昭和五十九年度の資金運用部借入計画額は二千百六

十二億円を予定していたところでございしますが、環境衛生関係業者の設備投資活動が低迷をいたしたために貸付未達を生じたこと等によりまして、借入実績は千六百四十億円となったものでございします。

○高杉雄忠君 国会に提出されました資料を見ますと、六十年年度においても、昨年十二月末現在の実績が提出されているんですね。それによりまして、消化はまだ全体で半分以下、環境公庫は四〇・七%の消化率、こうなっているんですね。

そこで伺うんですが、この実績、これをどのよう

に考えておりますか、伺います。

○政府委員(北川定雄君) 先生御指摘の環境衛生金融公庫の六十年年度財政の十二月末実行実施状況、これは新聞等で報道されたわけでございまして、これは四〇・七%ということになっております。これは事実であるわけでございしますが、実は環境公庫の場合には、財政からお金を借り入れるのに九月末と三月末と二回に分けて借り入れておるということでございまして、この辺が他の公庫と多少異なる点のようございまして、したがって、これは九月末の実績と、このようになるわけでございします。したがって、年間を通して考えますとさらにその実績は伸びておるわけでございします。

○高杉雄忠君 大蔵省にさらに伺いますけれども、本年二月十四日の参議院予算委員会ですね、これにおいて理財局長が、六十年年度全体で三千億円の不用額が出る、こういう見通しを発表しているんですね。六十年年度を経過した今日の時点での見通し、これについてはどのようになっているのか、まずお聞かせをいただきたいし、また、環境公庫の本年一月から三月、これを含めた今日時点での運用の実績見通し、どういふふうに見ているのか、あわせて伺います。

○説明員(石坂匡男君) 六十年年度の財政の使い残しの問題でございしますが、先ほど御答弁申し上げましたように、六十年年度は、政府関係金融機関の財投の伸び率を八・一%減というふうなことで編

成をさせていただいたというふうなこともございまして、二月の段階で局長が三千億円程度ではないかという御答弁を申し上げさせていただいたわけでございます。その後時間が経過しているわけでございますけれども、何分四月、五月という出納整理期間中にごさいますと、計数の整理がまだ進んでおりません。

したがって、確たる数字はまだ判明しておられないわけでございますけれども、大体二月時点で申し上げた三千億円程度のもではないかというふうな見通しは、現時点でも変わっていかないものでございます。

○政府委員(北川定謙君) 環境衛生金融公庫に關してでございますが、六十年度の資金運用部からの借入金につきましては、当初計画額が千九百五十二億を予定しておいたところでございますが、貸付計画額に未達が生じたこと等によりまして、財投の実行額は千六百六十二億円、これは消化率は約八五・一%前後ということで見えておるわけでございますが、その結果二百九十億円の未使用が生じておるところでございます。

○高杉雄忠君 いずれにしても、環境公庫の発足時から、貸し付けの実績、またそれらの前提となります貸し付けの計画を見ますと、五十年代前半をピークにして、それから急減しているんですね。こういう今後の環境衛生の資金需要をそれじやというふうに見通しているのか、これも伺いたいと思います。

○政府委員(北川定謙君) 環境衛生金融公庫の貸付実績が減少してきておりますのは、その理由の第一として、昭和五十六年から五十八年にかけての景気の後退、及びその後の個人消費の伸び悩み等によりまして、環境衛生の設備投資の動きが非常に不活発になってきたこと。第二に、大幅な金融緩和を背景として、民間金融機関が環境衛生に対する融資につきまして積極的になったことを受けて、環境衛生の中の一部の優良企業が民間金融機関の方に資金を求めたのではないかと、こんな点が考えられるわけでございます。

環境公庫の融資に対する需要の今後の動向につきましては、現時点で確実性のある予測をすることは大変困難でございますが、いづれにしても、零細な営業者が非常に多数存在するという環境衛生の特殊性を見れば、依然として長期・低利の融資に対する需要は強いものと思われまします。

なお、先生御指摘のように、昭和五十年以降貸し付けの実績が非常に下がっておりますということがあるわけでございますが、五十八年度を一番の底といたしまして、その後五十九年、六十年と順次対前年比は少しずつ回復をしておりますように、私もは見えておるところでございます。

○高杉雄忠君 新聞報道によりますと、行革審小委員会が環境公庫の独立機関としての存在意義、これについては評価をしていないんですね。そこで、国民金融公庫と統合する、こういった報告書を出すことも伝えられているんです。

そこで、にわかに私の意見を言うべきときではありませぬけれども、将来、独立した機関として存続するためには、こういった意見に対して反駁するだけの説得力を持った説明なり大義名分がなければならぬ、こう思うんですけれども、どういうふうにご考えていますか。

○政府委員(北川定謙君) 先生御指摘の点でございますが、先生方御承知のように、環境衛生は、飲食店、理容あるいは美容等非常に多種の業種から成っておりますので、その営業形態も非常に複雑多岐である。一方、環境衛生といふのは国民の保健衛生上非常に重要な影響を持つ業種であるということ。さらには、零細な業者が非常に多いことから、技術の進歩に対応する設備等の近代化を特に今進めなければならぬわけでございます。そのためにきめ細かな金融上の措置が必要とされてきたわけでございます。一方、環境衛生と申しますのは、都道府県、これは保健所を含めてでございますが、あるいは都道府県に置かれております環境衛生営業指導センターあるいは環境衛生同業組合等、こういったいろいろな組織と密接に連携をとってその健全な育成を図ってきたところでござい

ございます。

こういう流れの中で、昭和四十二年に国民金融公庫から分離独立いたしました、環境衛生の専門の金融機関として環境衛生金融公庫が発足したわけでございますが、私も、現時点において、これらの延長線上で今後また環境衛生界の育成を図っていく必要がある、こういうふうにご考えておるわけでございます。

このような理由によりまして、今後とも環境衛生に対する規制あるいは指導の両面にわたる施策を効果的に進めていくためには、どうしても専門の金融機関である環境公庫によるきめ細かな金融面からの補充の必要性が非常に大きいと考えておるところでございます。他の機関との統合については考えていないというところでございます。

○高杉雄忠君 厚生大臣、厚生大臣に望んでも無理かと思ひますけれども、財政投融資資金全体の未来図を描いて、政府系の各金融機関はどういうところを担当していくのか、改めてその位置づけを明確にしていく、こういった対応が私はぜひとも必要である、こう考えるんです。国の信用で集めた国民の貯金、年金資金の有効な使途として、また行政改革の観点からも、私は非常に必要な時期にきているんじゃないか、こういうふうにご考えるんです。厚生大臣、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(今井勇君) 全くおっしゃるようなことだと思ひます。政府系の金融機関というのは、御案内のように、一般の民間の金融機関が融資をしますことが非常に困難な分野について、民間の金融機関を補充するといったためにつくられたものでございまして、こういった機能は今後も私はやっぱり維持していくべきものだと考えております。

先生が御指摘のとおり、この財投資金というのは国民からお預かりした貴重な資金でございますから、これを効果的かつ有効に使用をするというところは極めて大事なことでございまして、先生のお説のとおりだと思っております。

○高杉雄忠君 次に、環境衛生関係の営業の運用適正化について伺いますが、環境衛生関係営業者

を対象とする政策金融であるこの環境公庫法案の審議でありますから、この際、環境衛生そのものについて、行政の対応ですね、これを若干たじたいたと思ひますけれども、環境衛生の特色、こういった点を行政はどのように認識されているのか、伺ひます。

○政府委員(北川定謙君) 環境衛生営業施設数というのは今二百三十六万と考えられておるわけでございますが、その従業者数を見まして、全産業従事者約四千六百万の約一〇%を占めておるということでございます。今後、第三次産業の増大の傾向という大きな社会の流れから見ても、こういうサービス産業の増大ということは今後の方向であるのではないかと思ひます。

特に環境衛生は、非常に資本が小さくても、平たく言えば店を開くことができるというふうなことで、新規参入が非常に多い、それから一方、そういうことからすれば非常に零細企業が多い、こういう特色を持っております。また、サービスを提供することが営業の中心となるために、人件費の全体経費に占める割合が非常に大きい。そういうことから経営の合理化がなかなか難しい。さらに、サービスを提供することに当たりまして、衛生水準の確保ということを強く求めているわけでございます。そういう観点から見ても、環境衛生業といふのは非常に困難な状況にあるのではないかと考えておるところでございます。

○高杉雄忠君 お答えがありました。そういう意味で、環境衛生を取り巻く経済環境、これはいつも厳しい状況だ、こういうふうにご考へるんです。しかし、経営の近代化、合理化を図って経営の健全化を図ることは、長い目で見て消費者のためにも大事なことで、こう思ひます。ところが環境衛生は、製造業等の中小企業に比べますと、政府の施策の中で目の当たることが少ない業態ではないか、こういうふうにご考へるんです。

そこで伺ひますが、こうした指導に当たる行政

の担当としてどのように認識されているのか、伺います。

○国務大臣(今井勇君) 環境業というのは、先生おっしゃいますように、また先ほどうちの局長が答弁いたしましたように、全体として見ますと非常に零細な業者が多いわけですが、しかもまた環境業に大事なことは、衛生の水準を確保する、またそれを向上させるということが極めて大事なことでございますので、そういった環境業の特性を踏まえた施策をやつていかなきゃならぬというふうな私ども考えまして従来から努力してきたものでございますが、今後は、特に経済のサービス化といひましますか、そういうことがだんだんと進展をいたしますと見られますし、また、環境業が全体の就業人口の一割を占めるわけでございまして、当然環境業に對します施策の重要性というのは一層高まってくると思ひますので、そういう施策の充実あるいは強化ということに努力してまいりたい、このように考えておるものでござい

ます。

○高杉勉忠君 さらに伺ひますけれども、近年、環境事業において大企業等の進出による紛争が多発している状況であると思ひます。

そこで伺ひますが、こういった進出大企業に對する対応の方針、具体的な対応、どういふふうに指導しているのか、伺ひます。

○政府委員(北川定謙君) 非常にこういう競争の激しい業界でございまして、そういう中へ大企業の進出が頻々として行われる、そのための紛争が起こる、先生御指摘のとおりでござい

ますが、こういう問題を解決するために中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律、いわゆる大企業調整法と申しますか、こういうことで政府としても調整のための体制づくりということをやつておるわけでござい

ます。

従来より、都道府県を通じて、あるいは厚生省におきましては中小環境衛生業者の事業活動の分野が確保されるよう努力をしてきたところで

ございまして、具体的に紛争の解決をする場といったしましては、地元の商工会議所ですか、あるいは都道府県の環境衛生営業指導センターにおきまして、第三者的な調整機関を設けて紛争の解決を図るようこれまでやつてまいつたわけでござい

ます。

なお、六十一年度予算におきましては、大企業等の進出をめぐる紛争が特に社会問題化をしてきてい

るということから、従来の相談指導、調整等をさらに強化するために、都道府県の環境衛生営業指導センターに分野調整事業協議会、これは仮称でござい

ますが、を設置することとしまして、このための経費二千三百万円を計上したところでござい

ます。

○高杉勉忠君 二千三百万円の使途はわかつたんですが、そうすると地方公共団体、それはどういふような金額に配分をするのか、具体的にはどうでしょうか。

○政府委員(北川定謙君) 都道府県環境衛生営業指導センターが紛争に對処するために分野調整事業協議会を設置した場合に、その設置費及び運営費につきまして都道府県が予算措置をすることを前提としておるわけでござい

まして、都道府県が措置をいたしました額の約二分の一を国庫補助するという考

え方でございまして、この協議会を實際に設置した場合に補助金が配分されることになるわけ

でございます。

○高杉勉忠君 営業の近代化、合理化、現在どういふような施策で臨んでおられますか、具体的にひとつ。

○政府委員(北川定謙君) 厚生省といたしましては、環境業にとつてその提供するサービス等の衛生水準の確保、向上ということが一番重要な問題と考

えておるわけでござい

ます。

その事業の零細性ということを踏まえまして、環境業の近代化、合理化を図るために、まず第一に、経営の健全化等のための環境衛生営業指導セ

ンターによります経営等の指導を強化する。第二に、衛生水準の向上のための環境衛生金融公庫の

融資の充実を図つてそのバックアップをする。それから第三に、これは現在特に力を入れて進めておるところでござい

ますが、振興計画、あるいはそれに基づきます振興事業の推進ということを進めておるところでござい

ます。第四には、中小企業と大企業との間の分野調整の円滑化。これらを総合的にうまく組み合

わせまして、環境衛生営業の健全な育成を図つていくこととしてい

るところでござい

ます。

○高杉勉忠君 次に、同業組合に關して伺うんですが、六十年二月一日現在で五百八十七組合の設立、これを見ていますけれども、それぞれの業種の事業者のうち、同業組合に加入してないものが相当数あるとも聞いていますけれども、現在どのような組織率になつてい

るのか、伺ひます。

○政府委員(北川定謙君) 環境衛生営業と申しますのは、先ほど来申し上げてまいりましたように、非常に流動性の強いところ

でございまして、その組合の強化といふことは私も非常に力を入れているところでござい

ますが、多様な業種がその中に入るわけでございまして、その業種によりまして組織率には相当のばらつきがあると思ひます。ところでござい

ます。基礎となる数字がなかなか安定をしないといふようなこともございまして、組織率を的確に示す数字が現在ないわけでござい

ますが、基本的には、この組合の設立時に対象業者の約三分の二を超えるとい

うことを前提としておるわけでござい

ます。

非常に組織率の高いところ、例えば理容等では約九〇%を超えるとか、あるいは浴場等ではもうほとんど一〇〇%に近いところがあるわけ

でございますが、一方飲食業、これは非常に母数が不確定であるわけ

員が振興計画に基づいて営業を営むために必要な運転資金、第二は、環境衛生同業組合または小組合が振興計画に基づいて振興事業を実施するために必要な運転資金、第三に、環境衛生同業組合連合会が振興計画に基づいて行う指導事業に要する運転資金、この三つの柱を考へておるところでございます。

○高杉雄忠君 お答えがありました、いずれにしても、運転資金を借り入れるには振興計画ですね、この策定が前提となるんですね。さらに振興計画策定の前提としての認可基準である振興指針の設定、これが必要であると思ふんですね。ところが、振興指針の業種指定を受けていない業種、これもあるんじゃないかと思ふんです。また、指針があつても振興計画の認定を受けていない組合も多くある、こういうふうに聞くんでは。

そこで伺いますが、振興計画の策定についてそれだけの業界、これは今どういうふうな考へておられるのか、あるいはまた、これに対する対応をどういうふうなされておられるのか、これについても伺います。

○政府委員(北川定雄君) 私ども、今、振興計画の策定ということをお奨めするよう努力しておりますところでございますが、先生御指摘のように、なかなか困難な問題点も多くて、現実にはまだまだその普及の度合いは低いというのが実情であるわけでございます。

振興指針が定められている業種におきましては、振興指針の策定から日が浅いこと、あるいは指針についてのPRも必ずしも十分でないということの事情から、計画の策定が進んでない業種もあるわけでございますが、振興指針の策定が業界の近代化につながるということで、連合会では計画の策定に鋭意努力をしておるところでございます。

私どもといたしましては、今後さらにこの振興指針の策定をお奨めするというをやっていくことにしておるわけでございますが、当面は、従来の七業種のはかに、さらに飲食店営業の振興指

針の策定を進めたいと考へておるところでございます。この飲食店の業界は非常に数も多いわけでございますので、これによって全体への影響が非常に大きくなるのではないかと考へておるところでございます。

○高杉雄忠君 大臣、せっかく法改正をして近代化を促進するわけですから、その振興計画策定、いろいろなことがありますが、積極的になつて前向きに御指導をいただいて、法改正の趣旨に沿うように一段の御指導をいただきたいと思ひます。その点についての所見を伺います。

○国務大臣(今井勇君) これは先生のお説のとおりでございます、これがやっぱ法の精神を生かしてきつちつといたくために振興計画というものはなきやないで、先生のお説を体しましてやってまいりたいいなと、こう思つております。

○高杉雄忠君 次に、児童扶養手当法案に関連して以下伺いたいと思ふんですが、国庫補助率の引き下げと児童扶養手当の国庫補助について伺います。

昭和六十一年度の国の予算において国庫補助率の引き下げが行われていますが、これにより地方財政への影響額は、これは国全体で五十九年度の国庫補助負担率を前提にして、どの程度の額になつておられるのか、この点をまず伺います。

○説明員(湯浅利夫君) 昭和六十一年度の国の予算におきまして、国庫補助負担率の引き下げが行われたわけでございますが、これに伴います地方財政に対する影響額は、経常経費系統で六千億、投資的経費系統で事業費の拡大による地方負担の増加分も含めまして五千六百億、合わせまして一兆一千七百億というところに相なります。

○高杉雄忠君 六十一年度の地方財政は、国庫補助負担率の引き下げをしない前提で収支が均衡すること、こういうふうになつておるはずなんです。したがつて、国庫補助負担率の引き下げに伴う、今お答えがありました地方財政への影響額は、一兆一千七百億に對してどのような地方財政措置、これを講じているのか、これまた伺います。

○説明員(湯浅利夫君) ただいま御指摘のとおり、昭和六十一年度におきましては、国庫補助負担率の引き下げがないとすれば地方財政収支は一応均衡がとれるという状態になつたわけでございます。今、今回の補助負担率の引き下げに伴う影響額は一兆一千七百億が財源不足という形になつたわけでございます。

これに伴います財政対策といたしましては、まず地方たばこ消費税の税率の引き上げ、それから地方交付税の特例加算、それから建設地方債の増発という、三つの手段によりまして所要の財政措置を講ずることになつたとして、地方財政計画上全体といたしまして、全体の地方団体の財政運営に支障の生じないように所要の財源措置を行ったわけでございます。

個々の地方団体につきましては、この補助負担率の引き下げによる負担増につきまして、地方交付税の基準財政需要額の算定でございまして、地方交付税の基準財政需要額の算定でございまして、あるいは地方債の配分等によりまして適切に財源措置を行つて、各地方団体の財政運営に支障の生じないように措置を講じてまいりたいと思ふように考へておるところでございます。

○高杉雄忠君 お答えがありましたように、地方たばこ消費税の税率の引き上げで千二百億でございます、それから地方交付税の特例加算で千二百億、それから建設地方債の増発で三千七百億、それから投資的経費ですね、これら建設地方債の増発で五千六百億ですね。

そこで、マクロでの一応の説明はわかるんですが、しかしそれで地方公共団体に公平に資金手当てが行われたことになるのかどうか、それはどうでしょう。

○説明員(湯浅利夫君) マクロの計算といたしましては、今御指摘のとおり、一兆一千七百億につきましては、御指摘の通りでございます。地方交付税の基準財政需要額の算定、それから具体的に建設地方債の総額を各地方団体に配分するわけでございますが、その配分を通しまして個々の地方

財政の運営にも支障のないようにやつてまいりたいと思つておるところでございます。

○高杉雄忠君 また、経常経費について、建設地方債を発行して手当てをするということで、資金コストが地方負担となつておるんですね。その対応、これについてはどうでしょう。

○説明員(湯浅利夫君) 経常経費系統の地方財政への影響額は六千億でございます、やや技術的になりますが、地方たばこ消費税の税率の引き上げで千二百億、それから交付税の特例加算で千二百億のはかに、建設地方債の増発三千七百億という形でマクロ的には措置をしたわけでございます。御案内のとおり、経常経費につきましては地方債で仕事をすることはできないわけでございます。ですから、これをマクロ的にそういう措置をした上で、経常経費系統の経費につきましては全額地方交付税の基準財政需要額で算出するわけでございます。そうしますと、交付税総額が足らなくなりまして、その分を投資的経費の基準財政需要額の分を追ひ出して、その分に地方債を手当てする、こういう技術的な方法で最終的には財源措置をするわけでございます。

したが、いま、経常経費系統の分だけを見ますと、すべて基準財政需要額で措置した格好になりますので、この点では資金コストの問題は出てこないわけでございますが、地方債全体の問題といたしましては、全体で九千三百億の地方債を発行するわけでございますから、この地方債の金利負担という問題は当然出てくるわけでございます。したが、そのうちのはとんだ部分は、後年度以降元利償還につきましても基準財政需要額に算入をするというようなことを考へております。

そして、その一部につきましては、地方交付税の特例加算、総額の特例加算という措置も講ずるような措置をとつておるわけでございます。資金コストの關係につきまして特段に地方財政への影響が著しく出てくるというようないかなうな配慮はしてあるわけでございます。○高杉雄忠君 具体的には、補助金等特別委員会も設置されましたから、そこでも論議をしな

ならないと思うんですが、補てん策としての約四百億ですね、これは六十六年以降に地方交付税に上乗せする、こういうことでございますね。これも財政再建期間中は地方が負担していく、こういうことになるんですね。こうしたところにも同庫負担の繰り延べ、こういうのが見られるんです。そこで伺うんですが、自治省と大蔵省との間にどういふような協議があったんですか。

○説明員(湯浅利夫君) 昭和六十一年度の地方財政対策に当たりまして、自治省と大蔵省との間で、二つの文書を交わしているわけでございますが、一つは、具体的な昭和六十一年度の地方財政対策といたしまして、まず地方たばこ消費税の税率の引き上げ、あるいは建設地方債の増発に關連いたした趣旨、あるいは建設地方債の増発に關連いたした趣旨、後年度の地方交付税の総額を加算する考え方、それから三点目は、投資的経費にかかる補助率の引き下げが行われた場合の財政金融上の措置というふうなものを内容としたもので、具体的な財政政策についての約束を一つはいたしております。と同時にもう一つは、この補助負担率の引き下げ措置は今後三年間の暫定措置とすること、その暫定措置の期間内におきましては、国、地方間の財政関係を基本的に變更するような措置は講じないというものと、この二つの覚書を交わしているところでございます。

○高杉勉忠君 五千百六十九億円でござい。次に、児童扶養手当給付費の補助率引き下げについて伺うんですが、まず第一に児童扶養手当給付総額、これは幾らか、それから国の負担金、これは幾らか、三つ目、補助率引き下げ分、これについては幾らになるのか、伺います。

○政府委員(坂本龍彦君) まず、児童扶養手当給付総額でございますが、これは昨年度の改正の以前の認定を受けた人、あるいはその後の新規の認定を受けた人も含めまして、六十一年度では二千七百二十六億円と見込んでおります。次に、国の負担額でございますが、これも六十一年度は二千六百十七億円でございまして、これにつきましては、昨年改正以前の既認定者が二千三百六十二億円、それから昨年度の八月以降の新規認定者分についてが二百五十五億円となっております。

○高杉勉忠君 五千百六十九億円でござい。次に、児童扶養手当給付費の補助率引き下げについて伺うんですが、まず第一に児童扶養手当給付総額、これは幾らか、それから国の負担金、これは幾らか、三つ目、補助率引き下げ分、これについては幾らになるのか、伺います。

○政府委員(坂本龍彦君) まず、児童扶養手当給付総額でございますが、これは昨年度の改正の以前の認定を受けた人、あるいはその後の新規の認定を受けた人も含めまして、六十一年度では二千七百二十六億円と見込んでおります。次に、国の負担額でございますが、これも六十一年度は二千六百十七億円でございまして、これにつきましては、昨年改正以前の既認定者が二千三百六十二億円、それから昨年度の八月以降の新規認定者分についてが二百五十五億円となっております。

○高杉勉忠君 五千百六十九億円でござい。次に、児童扶養手当給付費の補助率引き下げについて伺うんですが、まず第一に児童扶養手当給付総額、これは幾らか、それから国の負担金、これは幾らか、三つ目、補助率引き下げ分、これについては幾らになるのか、伺います。

○政府委員(坂本龍彦君) まず、児童扶養手当給付総額でございますが、これは昨年度の改正の以前の認定を受けた人、あるいはその後の新規の認定を受けた人も含めまして、六十一年度では二千七百二十六億円と見込んでおります。次に、国の負担額でございますが、これも六十一年度は二千六百十七億円でございまして、これにつきましては、昨年改正以前の既認定者が二千三百六十二億円、それから昨年度の八月以降の新規認定者分についてが二百五十五億円となっております。

○高杉勉忠君 五千百六十九億円でござい。次に、児童扶養手当給付費の補助率引き下げについて伺うんですが、まず第一に児童扶養手当給付総額、これは幾らか、それから国の負担金、これは幾らか、三つ目、補助率引き下げ分、これについては幾らになるのか、伺います。

○政府委員(坂本龍彦君) まず、児童扶養手当給付総額でございますが、これは昨年度の改正の以前の認定を受けた人、あるいはその後の新規の認定を受けた人も含めまして、六十一年度では二千七百二十六億円と見込んでおります。次に、国の負担額でございますが、これも六十一年度は二千六百十七億円でございまして、これにつきましては、昨年改正以前の既認定者が二千三百六十二億円、それから昨年度の八月以降の新規認定者分についてが二百五十五億円となっております。

○高杉勉忠君 五千百六十九億円でござい。次に、児童扶養手当給付費の補助率引き下げについて伺うんですが、まず第一に児童扶養手当給付総額、これは幾らか、それから国の負担金、これは幾らか、三つ目、補助率引き下げ分、これについては幾らになるのか、伺います。

○政府委員(坂本龍彦君) まず、児童扶養手当給付総額でございますが、これは昨年度の改正の以前の認定を受けた人、あるいはその後の新規の認定を受けた人も含めまして、六十一年度では二千七百二十六億円と見込んでおります。次に、国の負担額でございますが、これも六十一年度は二千六百十七億円でございまして、これにつきましては、昨年改正以前の既認定者が二千三百六十二億円、それから昨年度の八月以降の新規認定者分についてが二百五十五億円となっております。

○高杉勉忠君 五千百六十九億円でござい。次に、児童扶養手当給付費の補助率引き下げについて伺うんですが、まず第一に児童扶養手当給付総額、これは幾らか、それから国の負担金、これは幾らか、三つ目、補助率引き下げ分、これについては幾らになるのか、伺います。

○政府委員(坂本龍彦君) まず、児童扶養手当給付総額でございますが、これは昨年度の改正の以前の認定を受けた人、あるいはその後の新規の認定を受けた人も含めまして、六十一年度では二千七百二十六億円と見込んでおります。次に、国の負担額でございますが、これも六十一年度は二千六百十七億円でございまして、これにつきましては、昨年改正以前の既認定者が二千三百六十二億円、それから昨年度の八月以降の新規認定者分についてが二百五十五億円となっております。

○高杉勉忠君 五千百六十九億円でござい。次に、児童扶養手当給付費の補助率引き下げについて伺うんですが、まず第一に児童扶養手当給付総額、これは幾らか、それから国の負担金、これは幾らか、三つ目、補助率引き下げ分、これについては幾らになるのか、伺います。

○政府委員(坂本龍彦君) まず、児童扶養手当給付総額でございますが、これは昨年度の改正の以前の認定を受けた人、あるいはその後の新規の認定を受けた人も含めまして、六十一年度では二千七百二十六億円と見込んでおります。次に、国の負担額でございますが、これも六十一年度は二千六百十七億円でございまして、これにつきましては、昨年改正以前の既認定者が二千三百六十二億円、それから昨年度の八月以降の新規認定者分についてが二百五十五億円となっております。

当の切り捨てにつながった」と厚生省から言われたと、母子連合会長さんが淡々と話された。思わず頭に血のぼり、腹立ちで胸がおさまらず、話が耳に入らぬ状態であった。

この母子連合会の会長さんは話の前の方で、「この中に老後にそなえて貯金をしている人がありますか」と尋ねられたが誰も手を挙げなかった。もちろん参加者全員が貯金しないわけはないだろう。しかし、その瞬間、シーンと水を打ったようになった会場の雰囲気からも、老後どころではない母子家庭の実態が浮き上った感じだった。

私は昨年の児童扶養手当の改悪で一万七千円の手当が引下げられてしまいました。離婚後一年、ガムシヤラに働いてやっと経済的に安定し、精神的にも子供へ余裕をもって接することができるようになったと、安堵した矢先のことであつた。

意を決して手を挙げて私は言いました。「老後にそなえての精神的自立といわれても、まず食べて生活していかなければ、精神面を考えるゆとりさえありません。サラ金取り立てのための擬装離婚が児童扶養手当の切り捨てにつながったといわれるが、ごく一部の人を例にとつて、はじめに生きる多くの母子家庭をおしはかつてはしくない。」私は声をふるわせて訴えた。というお手紙でございます。

そうでなくても風当たりが非常に強い母子家庭の母親が、どんなにつらい思いで生きているかということがおわかりではないかと思ひます。母子が生きていくためには、所得の保障がどうしても必要だということをまず前置きをいたしまして、児童扶養手当法の改正案についての質問に入らせていただきます。

今回の改定の引き上げ幅につきましてですが、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の引き上げ率は二・七％です。そして特別障害者手当は三・八％の引き上げとなっております。児童扶養手当の引き上げ幅はわずかに二・一

％と非常に低率でございます。金額でも、全額受給者で七百円、一部停止者で五百円という改善にとどまっておりますけれども、その理由を説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(坂本龍彦君) 今回御提案いたしております児童扶養手当の引き上げ率は二・一％相当となっております。これは考え方といたしましては、昭和六十一年の消費者物価上昇率を考慮したものでございます。一方、特別児童扶養手当と他の諸手当につきましては、これは物価の動向や過去の引き上げの経緯などを踏まえまして改定をいたしております。

児童扶養手当の引き上げ幅を六十一年の消費者物価上昇率に見合はせたいとしたのは、昨年この児童扶養手当制度について大綱的な改正を御審議いただいた、国会でもいろいろ御議論いただいた末、昨年の八月から新しい制度として施行されたわけでございます。そういうことで、福祉政策としての新しい児童福祉手当というものが昨年八月から実施され、その昨年の八月時点における給付の額が三万三千円と決められたわけでございまして、その後の物価の上昇等の数字を勘案いたしまして、先ほど申し上げました六十一年の消費者物価上昇率二・一％相当の引き上げを行うことが妥当であると考へた次第でございます。

○糸久八重子君 特別児童扶養手当と障害児福祉手当、それから経過的福祉手当の引き上げ率の二・七％というのは、六十一年度の老齢福祉年金等の改定幅を考慮したわけですね。そして、特別障害者手当については五十九年度の二万円に対するスライドであつたと思ひます。

しかし、今の御説明によりますと、児童扶養手当は六十一年度物価上昇率の二・一％に見合うものである。ちよつとその辺の納得がいきませんし、それから目的の、先ほど大臣の方からも、この前の法改正の内容のことについての御説明がありまして、けれども、確かに改正前の法の目的というのは、児童の福祉の増進であり、本来的権利者は児童であつたわけですが、改正後の目的とし

ては、家庭生活の安定と自立の促進に寄与するということであつて、児童の福祉の増進は二次的な波及効果にすぎないと思ひまして、その本来的な権利者も児童から家庭の責任者に変更してしまつた。つまり児童扶養手当制度は、子供の成長発達を保障するためのものを無視してしまつて、最低水準の生活保障制度に性格変えをしてしまつたということに、やはり大きな問題があるのではないかと思ひます。

そこで、大臣にお伺いしたいんですけれども、現在でも低額である手当、しかも、昨年の法改正で一部支給停止制度も導入されて、所得制限額も大幅に引き下げられてしまつた。こうした大変厳しい状況の中で、福祉年金を大幅に下回るアップ率しか認められないということは、母子家庭の福祉を図るための制度と言へるのかどうか、率直な大臣の御意見を伺ひさせていただきますと思ひます。

○政府委員(坂本龍彦君) 私から、まず事務的な考え方についてもう一度御説明させていただきます。年金等の引き上げの関係は、私、直接担当しておりますので、直接のお答えということはいかにかと思ひますが、従来から年金制度というものもございまして、いろいろと毎年の金額改定について、児童扶養手当とは別のいきさつがあつたというように承知しております。児童扶養手当は、従来の母子福祉年金の補完的の制度から、昨年純粋の福祉制度になりました。新しい福祉制度としての発足をいたしましたのが昨年の八月でございまして、そういう意味で、新しい時点からの給付額の検討という問題になつたわけでございますので、昨年の物価上昇率というものを反映させるといふことが妥当であると考えておるわけでござい

ます。なお、この制度の目的等につきまして、やはり児童の健全育成ということを目的としておるわけでございますので、目的なり趣旨なりが従来に比べて後退したというようなことは決してないといふように考えておる次第でございます。

○国務大臣(今井勇君) 私も、この問題につきましては精いっぱい努力をいたしたということもまず申し上げたいと思ひますが、極めて、極めて財政の厳しい折からでありますので、今のお話でございますが、御満足はいかないというお話をしたというふうに御理解をいただかざるを得ない立場でございます。

○糸久八重子君 大臣は、社会保障とか福祉に大変造詣の深い方と承つておるわけですが、精いっぱいこの努力でこの程度ということは大変残念だと、そう思ふわけでございまして、少々失望しておるわけですが、そこはやはり大臣が実力を発揮なさるところではないかと思ふわけでござい

ます。そこで、事務当局にお伺いしたいのですけれども、母子世帯の収入状況、生活実態等は一般の世帯と比較してどのような状況にありますでしょうか。また、特に死別母子世帯と離別母子世帯を比較した場合の収入状況はどうなのか、御説明をしてくださ

い。○政府委員(坂本龍彦君) 私ども昭和五十八年に全国母子世帯等の実態調査をいたしました。それによりまして、母子世帯の数は七十一万八千八百世帯でございまして、年間平均収入は、これは時点としては昭和五十七年でございまして、二百万円というところになっております。そのうち死別による世帯につきましては平均が二百四十万円、それから離別による世帯は平均百七十七万円、こういう結果になつておるわけでござい

ます。なお、一般世帯の平均は大体四百四十万円程度というところになっております。

○糸久八重子君 母子家庭の収入は、今おっしゃられましたとおり、一般世帯のます半分以下ですね。生活のゆとりも大変乏しいと。その上、同じ母子世帯同士を比較した場合でも、離別世帯の方が大幅に死別世帯の収入を下回るといふ母子家庭、わけても離別母子世帯の置かれては大変厳

しい状況が今明らかになったわけですが、それでもなお大臣は、今回の引き上げ程度でよいとお考えでしょうか。御認識と来年度以降の手当額の引き上げについての御覚悟をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(今井勇君) おっしゃいますように、私も、この手当の性格からいたしまして、できる限りの引き上げというものを図りたいという気持ちには全くあるわけです。したがって、今後ともこの手当の趣旨が生かされるようにできるだけの努力をしてみたいというふうなことを今申し上げる以外、ちょっと適切な表現がないわけでありすが、少なくとも福祉の問題について、私がかねがね申し上げているような気持ちで、こゝでも一度、何と申しましょうか、再確認を私も自分自身にいたしまして、今後とも努力をしてみたいというふうな御返答申し上げるところが精いっぱいだと思います。

○糸久八重子君 生活のゆとりのない母子家庭ともども、大臣の過大な御努力に對しての期待をしておきたい、そう思うわけでございます。

次に、児童扶養手当に関する所得制限の問題についてお伺いしたいと思います。

本法の今回の改正については、社会保障制度審議会の答申、これは六十一年の一月三十日に出ているわけですが、その中に、「今回の児童扶養手当に係る所得制限の改定については疑問なしとはしない」と指摘してありますね。これは一体何を意味しているのでしょうか。また、どう解釈をなされていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(坂本龍彦君) 制度審議会の答申のなお書きでございます。私も、この答申をいただきましたしまして、「なお、今回の児童扶養手当に係る所得制限の改定については疑問なしとはしない」という、こういう文章でございますから、これ以上の審議会からの特に御意見というものは具体的にありませんので、こちらでいろいろと審議会の御意見を推測するということになるわけでございますけれども、所得制限の問題ということにな

りますと、いろいろ考え方がございまして、どの程度改定をしていくかということについては、幾つかの考え方に分かれるということもあり得るわけでございます。

私も、今回児童扶養手当の所得制限につきまして、二段階になっております一つは三百万円、これを三百七十八万円に引き上げると同時に、もう一つの百七十一万円の方は据え置いておるわけでございます。

考え方としては、百七十一万円の方は、昨年の制度改正のときも、所得税の非課税の限度額というものを基準にいたしまして、全額支給は、所得税の課税対象にならない程度の所得の方、そして一部支給停止は、所得税を納めておる方のうち、大体現在国民が平均的な生活水準と考えておるレベル、そこまでの間の方に一部支給という考え方で進んできております。

そういうことで、三百万円の方は、現在の時点での見直しを行いまして三百七十八万円にいたしました。百七十一万円の方は、所得税の非課税の限度額が変更されておりましたので、この金額を踏襲したわけでございます。この考え方について御疑問があるのかと、こういう私どもは理解を持っておるわけでございます。

しかし、私どもとしては、一応今回の所得制限額については、今申し上げましたようなことで設定をさせていただきまして、したがって、今後所得制限額の設定に当たりましては、今回制度審議会の答申で御疑問があったということも十分認識しながらまた検討していきたい、こう考えておる次第でございます。

○糸久八重子君 今、上限の三百万円、それから全額支給される制限額の百七十一万の据え置きについての御説明があったわけですが、そうしますと、本来全額支給されるはずの人が一部支給停止を余儀なくされてしまうだろう。そして月額三万三千七百円となるはずの手当のうち、一万一千二百円がカットされてしまう。母子世帯の所得の実態からしますと、百七十一万円が据え置かれたた

めに、一部支給停止をされる者というのはいくらかの数になるのではないかと予想されるわけですが、けれども、どのくらいの方が影響を受けることになりそうですでしょうか。

○政府委員(坂本龍彦君) 所得制限額百七十一万円の据え置きによって、全部支給から一部支給になる方の数という問題でございますが、大変各人の所得の動向というものがまちまちでございますから、なかなか正確な数字というのは、これは推計することは難しいわけでございますけれども、私も従来からの母子世帯あるいは児童扶養手当の受給資格者、こういった人々たちについての所得分布等の推計から判断いたしまして、現在、全部支給、一部支給を含めまして、受給資格者全体で約六十五万人程度でございますが、この六十五万人の二割程度、おおむね六千五百人程度が一部支給停止を受けることになるのではないだろうかと思料をいたしております。

○糸久八重子君 六十一年度の百七十一万円未満の非課税世帯が母子家庭の大体八四％くらいになるということも伺っておるわけですが、それと、そういうことからしますと、今の御答弁は余り少ないのではないかと、そういうような気がするんです。ですから、据え置きをされたために恐らくも多くの人が一部停止になるのではないかと、いうふうな考えられるわけですが、もう一度御答弁をいただけますか。

○政府委員(坂本龍彦君) 推計がなかなか難しいわけでございますので、正確な数字というのは理論的にもなかなか出にくいわけでございますが、六十一年度の予算における分布率と、六十一年度予算における分布率とを比較いたしますと、大体一％前後の差ではないだろうかというふうな考えでいるわけでございます。

なおこれは、先ほど申しましたように、受給資格者数全体に対する割合でございますから、所得額が少し高いことによって、全部、支給停止を受けている方を含めて、受給資格者と見ての計算でございます。

○糸久八重子君 こういうことで、例えば手当の打ち切り等がされたような場合には、これは手当の打ち切りだけで済まないで、例えば修学援助金、そういう修学援助金の打ち切りにも連動するわけですね。ですから、影響は非常に大きくなつて、やはり生きる希望を失う人たちが多くなるのではないかなと、大変私は心配をするわけでございます。

所得制限の限度額というのは、これは政令事項であるわけですから、所得税非課税の水準とは関係なく、最低でも支給率が維持できるレベルにまで引き上げるのが私は当然だろうと、そう思うわけですが、今の制度審議会の指摘とか、それから一部停止者が増大する結果となることに、恐らく多くなるんじゃないかと私は予想するわけですが、そういう結果となることについて、大臣、どのような所感をお持ちになりますか。

○政府委員(坂本龍彦君) 所得制限をどうするかということは、確かに考え方としてはいろいろあるわけでございますけれども、私も、今回新しくなりました児童扶養手当制度、このスタートに当たりまして、所得制限二段階を導入して新しい制度といたしましたときに、全額支給については、やはり福祉政策ということと他の一般の世帯の方等の均衡も考慮し、所得税の課税対象にならない程度の所得の方には全額支給という考え方で整理をいたしておりますので、今回もそういう考え方を引き継いでおるわけでございます。

なおまた、母子世帯の方に対するいろいろな施策は、この手当以外にもあるわけでございます。まして、母子福祉資金の貸し付けという面につきましては、年々この原資も追加をいたしまして、資金の貸し付けを必要とされる方が利用できるようないろいろな努力をしておるわけでございます。そして、そういった面も含めて、総合的に母子家庭対策というものは今後とも充実をしてみたいと考えておるわけでございます。

○糸久八重子君 関連してお伺いしたいんですけども、政令で決められることになっている停止

額がなせ一万一千二百円なのか。せめて停止額の圧縮ぐらいは可能ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(坂本龍彦君) 現在の支給額は、全額支給の場合三万三千元、一部支給停止の場合二万二千元といたしまして、この金額に先ほど申し上げたような六十年度の消費者物価の上昇率、これを掛けて三万三千七百円と、それから二万二千五百円という金額を設定したというのが考え方でございます。

○糸久八重子君 先ほど質問いたしましたけれども、停止額の圧縮ぐらいはできないのか。その辺はいかがですか。

○政府委員(坂本龍彦君) 昨年の八月にスタートいたしました新しい制度におけるこの二段階の給付額を、昨年の物価の上昇率を考慮しまして、少なくとも物価に対する実質価値を維持したいという考え方で、それぞれ支給額について物価上昇程度の引き上げを行うということにしたわけでございます。

また同時に、改定の時期も、従来は八月あるいは六月といった時点でございましたけれども、今回は六十一年四月から早めて実施をすることにいたしましたのでございます。

○糸久八重子君 記録によりますと、ちょっと古いんですけれども、五十四年四月九日、衆議院の社労委員会が国民年金法等の一部を改正する法律案が審議されたときに、大原代議士が、手当を高校卒業時まで支給せよと追及して、当時の厚生大臣、橋本厚生大臣ですが、大臣は検討すると約束をいたしました。そして与野党一致で、「母子福祉年金、児童扶養手当の支給要件となる子の年齢の「満十八歳未満」を「高等学校卒業までの間」とするよう検討すること」という附帯決議がなされているわけですね。

六年間経過した中で、この問題についてどう検討し、どう対応されたのか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(坂本龍彦君) お尋ねの支給期限を高校卒業までということにつきましては、これは児童

扶養手当以外にも関連する制度がございますけれども、いろいろ今日まで検討をしておりますが、この実施については困難であるというのが結論でございます。

なお、児童が高校在学中に十八歳に達したことによって児童扶養手当を受給できなくなるというケースもございますから、その場合につきましては、母子福祉資金の中の修学資金において必要なる手当を認めるということで、直接ではございませんけれども、関連した施策を実施しているところでございます。

○糸久八重子君 高校在学中、途中で打ち切られる、それは修学資金ということとは、これはこの前の本法改正のときに私も伺っていて、同じような答弁で少しも前進がないと、大変残念に思うわけでございます。やはり途中で打ち切られることによって高校を続けていくことが困難になるという家庭もあるわけですね。ですから、そういう意味では今後とも十分に検討をさせていただきたい、そう要望いたしておきます。

次に、障害基礎年金と児童扶養手当との関係についての御質問をさせていただきたいと思っております。

年金法の大改正によりまして、障害基礎年金に子の加算が行われるようになったわけですが、この内容について御説明をいただきたいと思っております。

○政府委員(吉原健二君) 従来、国民年金の障害年金につきましては、福祉年金も同じでございまして、子の加算というものはなかったわけでございます。

先般の改正におきまして、障害福祉年金も拠出制の障害年金も合わせて障害基礎年金ということに一本化されたわけでございますけれども、その障害基礎年金には、十八歳未満の子供について、第二子までは一人について月額一万五千元、第三子以降につきましては一人につき月額五千元、これは五十九年度価格でございますから、六十一年度はそれよりも若干高い金額になってお

りますけれども、加算がつくことになったわけでございます。

○糸久八重子君 第一子の子の加算額ですね、月額一万五千元はという基準で決められたのでしょうか。

○政府委員(吉原健二君) 基準と申しますか、子の要件でございますけれども、年齢が十八歳未満、それから障害を有する子については二十歳未満ということになっております。障害基礎年金の受給権が発生した時点におきまして、その受給権者によって生計を維持されていた子について加算が行われるということでございます。

○糸久八重子君 一万五千元というその金額についてですね、どういうことで決められたのかと、その御質問申し上げたんですが。

○政府委員(吉原健二君) 子の加算とか配偶者加算をどういった考え方で金額を決めるか、いろいろな考え方があろうかと思いますが、従来厚生年金等におきまして、配偶者がおられる場合の加給が行われていたわけでございます。配偶者加給とそれから子についての加給が行われていたわけでございまして、配偶者加給の方が一万五千元だったわけでございます。今回、障害基礎年金の子の加給につきましては、従来の配偶者加給に見合った一万五千元の、いわば高い加給をつけることにしたわけでございます。

○糸久八重子君 一万五千元というのは、児童扶養手当の半額以下という、非常に低額な金額ですね。そういう意味では大変不足なわけですね。でも、障害母子家庭と夫婦とも障害者の世帯に児童扶養手当が支給されなくなった理由は、何でしょうか。

○政府委員(坂本龍彦君) 児童扶養手当は、従来老齢福祉年金、母子福祉年金等と福祉年金との併給が行われておりましたけれども、今回の年金制度の改正によりまして、併給の制度が変わったというよりは、むしろ福祉年金が、母子福祉年金とか、あるいは障害福祉年金そのものがなくなりまして、それぞれ基礎年金の方にかわったわけでは

ございません。この基礎年金というのは、いわば拠出制の年金と考えてよろしいわけでございます。児童扶養手当は、従来から拠出制の年金とは併給をいたしておりましたために、今後は、児童扶養手当と例えば障害基礎年金というものは併給が行われなくなると、こういうものでございます。

○糸久八重子君 障害基礎年金の受給権取得後に妊娠をして子供が生まれた場合に、どうして子供の加算がされないのでしょうか。受給権取得後に加算が行われなくなると、既に障害者である人から生まれた子というのは、すべて加算の対象外となるわけですね、このことについてはどうお考えですか。

○政府委員(吉原健二君) 子の加給の条件につきましては先ほどお答え申し上げましたけれども、あくまでも年金といえますのは、その事故が起きた時点、つまり、障害者につきましては障害が起きた時点におきまして年金の受給権を取得する、その時点における状態を前提に、いわば所得保障をしようという考え方がもとになっているわけでございまして、あくまでも障害年金受給権発生時点における子供さんについての加給が行われるわけでございまして、その後新しく子供がふえたとか、あるいは養子を迎えたというふうなことに、よって子の加給をふやすということは、年金の場合にはなかなかできないということになってくるわけでございまして、この国の制度におきまして、そういう取り扱いに年金の場合にはなされているわけでございます。

○糸久八重子君 子の加算は、障害基礎年金受給者によって生計を維持している場合の十八歳未満の子供、そして二十歳未満の障害者の子に支給されるわけですね、このことは世帯単位に子の加算がされるのでしょうか。

例えばこういう場合です。夫婦ともに障害基礎年金受給者の場合、その世帯に子の加算が一万五千元されるのか、それとも夫婦ともそれぞれに出されるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○政府委員(吉原健二君) 世帯単位か個人単位かという御質問でございますと、考え方としては、

新しい制度におきましては個人単位の考え方をとっているわけでございます。あくまでも障害基礎年金の受給権を取得した時点におきまして、その受給権者によって生計を維持されていた子があるときには、その子供について加算がつくということでございます。具体的にいようなケースがあるかと思えますけれども、そういう要件に該当する限りにおきましては、夫婦とも障害基礎年金を受けておられる場合に、それぞれに子の加給がつくというところはあり得るわけでございます。逆に、一方の方にしかその加給がつかないというところもあり得る。あくまでもそれぞれの障害基礎年金が発生した時点における判断でいろいろ違いが出てくるということでございます。

○糸久八重子君 確認をいたしますけれども、六十一年の四月一日以前に子供がいる障害者の夫婦の家庭、その家庭には夫にも妻にも子の加算がされるということですね。

○政府委員(吉原健二君) 新しい制度におきまして障害基礎年金の受給権が発生するというのは、既に障害基礎年金を受けておられた方につきましては法律が施行になりました昭和六十一年四月一日の時点でございまして、その時点において先ほど申し上げました子の加給要件に該当する場合に、それぞれの方について子の加給がつくということになります。

○糸久八重子君 経過措置の児童扶養手当はどのような場合に支給をされますか。

○政府委員(坂本龍彦君) その前にちょっと、私先ほど御答弁の中で、誤って母子福祉年金と児童扶養手当が併給されることになっていたようなことを申し上げたように思いますので、その点は、母子福祉年金との併給ということは従来からなかったという点について、訂正をいたしまして、おわびをいたしたいと思います。

それで、今のお尋ねの件でございますけれども、経過措置でございます。経過措置は、父が障害基礎年金を受けておられます。同時に児童扶養手当も支給されておったという家庭について、父

の障害基礎年金が今度は障害基礎年金にかわる、そのときに子の加算がつくということになるわけでありまして、従来から父の年金における子の加算の対象になっていた児童に對しましては、児童扶養手当の支給ができないということになっておりますので、今回の改正によって児童扶養手当は支給ができなくなるわけでございますけれども、この制度改正によって、前後で児童扶養手当が支給されなくなることによっていろいろと支給額そのものについてかなりの変動が考えられるわけでございます。そういう意味で、従来から父の障害基礎年金と児童扶養手当を支給しておられた家庭につきましては、その金額が減らないように、経過的に父の年金の加給額と児童扶養手当額との差額を支給していくというのがこの経過措置でございます。

○糸久八重子君 従来の支給額の確保と、それから夫が障害者である妻の期待権保護のためと考えられるわけですが、どうして女性障害者の母の期待権は保護されないのでしょうか。

○政府委員(坂本龍彦君) 年金との併給関係はちょっと複雑でございますけれども、父の年金と児童扶養手当の関係、それから母の年金と児童扶養手当の関係と、従来から取り扱いが異なっております。

父の場合には、父の年金というのは本来父自身の生活のための年金でございますから、母子の生活までは本体部分としては対象になっていない。しかし、加給が付きましますと、その加給は母子の生活に関連した部分ということになるので、児童扶養手当は支給されないということでございます。

一方、母親に対する年金ということになりますと、それは、母親とその子に対する生活のための年金ということになりますから、拠出側の年金の場合には、母の年金と児童扶養手当というものは併給できない、こういうような姿になってまいるわけでございます。父親としての年金の受給権というものと、母親としての年金の受給権とい

うものが、子に対する関係においては従来から別のものでして扱われておりますので、今回も同じ考え方に基いて、父親の場合に経過措置を設けて金額の激変というものを防止したわけでございます。

なお、母親に対して障害基礎年金が出る場合には、児童扶養手当の支給を停止しても金額が減ることがないというように仕組みになっておるわけでございます。

○糸久八重子君 年金において、父親の受給権と母親の受給権、父と母の扱いは違っているんだと言いますけれども、やはり世帯をつくっている場合に、それは夫婦である場合には父親というのとはわかるわけですが、母子家庭の場合には母親しかいないわけですね。そういう意味からいって、やはりそういう年金の考え方というのは従来の父系中心主義ではないかなという、大変疑問があるんですけれどもね。

○政府委員(坂本龍彦君) こういうような考え方ではないかと私は思っています。

母子世帯の場合には、子供が一人の場合は母と子という二人世帯でございます。そこへ母の年金が出れば、その二人の生活というものをその年金で見るということで児童扶養手当は支給されないわけですね。父が障害の場合には、父と母と子という三人世帯になるわけでございますから、父の年金というのは父だけの生活を見る、加給は別といたしまして、そういう性格の年金である。したがって、母子に対する給付というものはその段階では何も無いということになりますので、わかりやすい例で申しますと、父、母、子という三人世帯と、母と子という二人世帯の場合とは、扱いが異なってもそれはよろしいのではないかとというように考えるわけでございます。

○糸久八重子君 これまで厚生省は、専ら、障害基礎年金に子の加算がつくようになるので児童扶養手当との併給は行われたいと宣伝をしてきたわけですね。しかし、子の加算がされるのは障害基礎年金受給者のごく一部でしかないわけですね。

つまり、二十歳以上で子のある障害者、それから四月一日現在で二十歳未満で妊娠をしている障害者または子がある場合ということなので、やはりごく一部に限られてしまっているのではないかと思いますけれども、各地の広報などを読む限り、障害年金受給者には子の加算がつくと理解してしまいうような広報活動がされているわけなんです。

例えば、東京都の福祉年金パンフについて、これは六十一年の福祉年金パンフなんです。障害基礎年金では、十八歳未満、二十歳までの障害者の子を扶養しているときには子の加算があります。それから、町田でことしの四月に出された「未来に向けて新しく変わるあなたの国民年金」というパンフの中では、やはり十八歳未満、それから二十歳の障害者の子と生計維持関係にある人には、いろいろ上の方に手当の額が書いてありまして、「上記の額に子の加算を加えた額」というふうに書いてあります。単純に考えると、どうして母の加算がつくというふうに判断してしまっているのか。こういう誤って見られるような広報活動がされているわけですね。それに対してどのよう認識していらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(長尾立子君) ただいまの先生の御指摘でございますが、年金の制度についての広報をいたしますときに、正確にかつわかりやすくといいますが、非常に簡潔に広報していくということは大変に難しいと思うわけでございます。

今、先生御指摘のように、確かに受給権発生時というところが子供さんの加算が行われるということの要件になっているのは、制度上、年金制度はそういう仕組みになっておるわけでございますけれども、今回私も具体的に加給の事務をいたしました場合には、先ほど局長からも御説明をいたしました従来の障害基礎年金受給者の方、大体この方が七十万人ほどおられるわけでございます。ところが、この方々がすべて障害基礎年金の受給権者として新たに四月一日に発生をするということでございます。この方々の加給は今度初めてつくわけでございます。こういった方々に加給のための

届け出をお願いしたいということが私どもといたしましては非常にPRの主眼でございますので、こういうようなことを書かしていただいたということでございます。

確かに、先生の御指摘のように、今後の方、新たに障害年金をお受け取りになる方、年間にいたしますと数万人の方がおられるわけでございますが、こういった方々を考えますと、今のような誤解があるというところは御指摘のとおりだと思いますので、その点は注意をさせていただきたいと思っております。

年金関係の広報につきましては、そういう意味で正確な表現をできるだけわかりやすくということをお願いしたいと思っております。

○糸久八重子君 障害基礎年金に一本化、拠出制、無拠出制年金の格差は正というは、一九八一年の国際障害者の「完全参加と平等」の理念に基づいて、障害者の所得保障を充実させるものとして行われたものであります。ところが、児童扶養手当との併給制限によりまして、今後、子供を持つ障害者の世帯では、所得は充実するどころか、現行制度より著しくダウンをしてまいります。特に障害者を母とする母子家庭では、福祉手当の廃止に伴いまして、特別障害者手当の支給対象にならない場合には障害基礎年金の六万二千五百円ではないわけですね。ですから、改正前ですと、障害福祉年金が三万九千八百円、福祉手当が一万一千二百五十円、児童手当が三万三千円、合計八万四千五百円であったものが、今後は六万二千五百円しかない。だから、子供一人の場合には二万一千五百五十円、子供二人の場合には二万六千五百五十円のダウンになってしまうということになるわけですね。

子供のある健常者の女子が障害基礎年金受給者となった場合には、子供の加算が付きまします。そして、二十歳前から障害者であった者が今後子供を産んでも子供の加算はされない。つまり、障害基礎年金における子供の加算というのは、子のいる

健常者が障害者になったときに行われる育児保障であって、既に障害者である者にとつては、これは無縁なものですね。小さいときから障害者である人たちにとつては、児童扶養手当というのは唯一の育児保障であったわけですね。新しい制度で、子の加算のない受給者が男である場合には、妻に児童扶養手当が支給されて、そして女性が受給者である場合には、子の加算も児童扶養手当も支給されない。これでは女性障害者に子供を産むということになるのではないのでしょうか。女性の障害者から生まれてくる児童をこれでは不当に差別するものではないかと、そう思いますけれども、障害者に対する育児保障をどのようにお考えなのか、お伺いをさせていただきたいと思っております。

○政府委員(坂本龍彦君) 今回の年金制度の改正に伴う児童扶養手当と年金制度の併給の問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように、従来から拠出制年金と児童扶養手当は併給をしない。拠出制年金というのは、いわば一本立ちの年金ということで、これは所得保障を目的とするものでありますから、これに対して児童扶養手当というものは併給をしないという大原則があったわけでございます。そこで、障害福祉年金というものがなくなつて障害基礎年金になったことによつて、これは他の拠出制の障害年金、例えば厚生年金の障害年金と同じように併給ができなくなつたと、こういう形でございます。

いろいろと、そのケースによつて支給額に差はあるということも考えられるわけでございますけれども、少なくとも従来児童扶養手当と障害福祉年金を受けていた方については、子の加算ということによつて金額が減るといふことはないようになつておりまして、新しく今後年金を受けられる方の場合に、具体的なケースとしては、従来の制度に比べると金額が低い金額になるというケースはあろうかと思ひます。しかし、それは従来から拠出制年金と児童扶養手当の併給の基本的な問題としてあつたわけでございます。今回特にこの

問題というものを、新たに母子世帯に対して不当に対策を低くするというような形で持ち込んだというわけではないわけでございますので、御理解をいただきたいと思います。御座いますか。

○糸久八重子君 御存じだろうと思ひますけれども、ここ数年、かなり重度の障害者が地域で暮らしたり子供を産み育てるような状況になつてきております。これらの世帯においては児童扶養手当がもう唯一の育児保障なんです。このような現状から見ますと、障害基礎年金と児童扶養手当との併給制限というのは、障害者の実情を無視した育児保障の後退であると思ひます。だれでもが安心して子供を産み、そして育てられるような社会をつくるために、子の加算のない女性障害者の母子家庭またはそれに準ずる世帯に対しては、早急に障害基礎年金と児童扶養手当の併給を認めるようにすべきであると思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(坂本龍彦君) 年金制度と関連する手当等の諸制度との併給問題につきましてはいろいろな面があるわけでございますが、私どもとしては、従来からの拠出制年金と児童扶養手当との関係というものを前提にして現在の制度を立てておるわけでございます。この併給問題というのは、非常に多くに関連する問題でございますので、今後各制度間の均衡の問題とか、あるいはそれぞれ目的なり制度の立て方、そういったようなものを十分に勘案しながら、慎重に検討をしていく必要があろうかと思ひます。

○糸久八重子君 年金制度との関連がこれは深いわけですから、なんですけれども、これは厚生省の中で考えられるわけでしょうか。例えば厚生省と労働省で考えるところとこういう問題ではないわけ、やはり厚生省の中で十分この問題を早急に検討していただきたいということを強く要望したいと思ひます。

それでは、問題を少々変えまして、児童扶養手当の申請によつて支給対象者であるかどうかという判断をするために、児童及び母の現況を最低限知る必要があるわけですが、その調査を提出することについて、都道府県にどのように指導をいらつしやいますでしょうか。

○政府委員(坂本龍彦君) 児童扶養手当の支給に当たりましては、法律に定められた条件に該当するか否かを都道府県の段階で判定をいたすわけでございますので、私どもとしては、各都道府県ごとに正確な判定ができるように、各種のデータと申しますか、必要な事項を記載した届け書を提出していただいて、必要があれば事実調査もいたした上で正確な判定を行つて支給決定をするようにというような指導をしておるわけでございます。

○糸久八重子君 厚生省としては、各都道府県にはモデルのようなものを示して指導をいらつしやるのですか。

○政府委員(坂本龍彦君) 省令に定められるところによりまして通知を出しておりますけれども、様式等につきましてはある程度各都道府県ごとに弾力的に運用しているという面もございます。

○糸久八重子君 現在、東京都で行つております調査の内容というのは、必要以上にプライバシーを侵害しているし、部分的には二重の手間にもなつてゐるわけですね。申請時だけでなく、現況届時にも、未婚の母子の調査とか遺棄調査とかを提出させているという現状があるわけですが、これも、このことの指摘は、三月二十日の衆議院での審議でも明らかにされているわけですが、必要最小限にとどめるべきではないかと思ひます。

継続の場合の未婚の母子調査を、大阪市とかそれから広島市のような大都市でも必要としないところもあると聞いているわけですね。東京杉並に住むAさん、これは衆議院の論議の中であつたと思ひますけれども、この方は、現況届時の未婚の母子調査の内容に大変に憤りを覚えて、そして白紙提出をしたことで約十カ月間支給停止になつてゐるわけですが、二月十九日の都の交渉の中では、調査の基準については検討するということだつたわけですが、まだ結論が出ていないわけ

す。岡として、Aさんに見養手手当が早急に支給されるように、東京都を指導すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(坂本龍彦君) お尋ねの件につきましては、未婚の母子の調査というものが白紙で出てまいりまして、東京都の方では御本人に、別に再面に記載したものでなくてもいいから現在の状態というものを教えてください、こういうことで照会もいたしましたわけでございますけれども、特別の回答がないということで、受給資格の確認ができませんでした。したがって、こういうふうな私どもは承知しております。したがって、用紙が白紙であるからということではなくて、現在のこの方の状況というものがわからないというところが問題でございます。特に用紙でお出しをいたしたかなくとも、口頭で御説明をいただいてもよろしいわけでございますけれども、そちらの方の御説明もなかなかいまだに得られないということでございます。

したがって、私どもとしては、できるだけ早い時期にこの実情というものを東京都の方で何らかの形で確認をいたしまして、支給決定ができるようにしていただきたいというふうに期待をしておりますけれども、何分にも現場のことでございますので、東京都といたしましても、しかるべき方法についていろいろ考えてはいるのではないかと思っております。

○糸久八重子君 岡としてきちんと行政指導をするように特に強く要望いたしまして、時間が参りましたので、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(岩崎純三君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時開会
○委員長(岩崎純三君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、藤井恒男君が委員を辞任され、その補欠として栗林卓司君が選任されました。

○委員長(岩崎純三君) 休憩前に引き続き、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案並びに環境衛生金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○中西珠子君 環境衛生金融公庫の設立目的は、同公庫法の第一条に「公衆衛生の見地から国民の日常生活に密接な関係のある環境衛生関係の営業のために必要な資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通し、もつて公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。」とありますが、「一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通し」というこの点に關しまして、特に今の情勢では、非常に金融が自由化して、そして国際化もしているという状況下にあつて、依然としてこの第一条の目的というものは非常に重要であるかどうかということですね。殊に、一般の金融機関が融通しないというふうな事態があつて、そして環境衛生金融公庫に來れば融通が非常に容易にできる、資金が容易に借りられるという、こういうことなのでしょうか。

環境衛生金融公庫法の目的の第一条に照らしまして、今はどのようなお考えを厚生省はお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(北川定雄君) ただいま先生御指摘の点でございますが、最近は一般的に言へば、非常に民間金融市場が門戸を開いておるといふ状況にございますが、環境衛生営業と申しますのは、一般的に非常に零細な企業が多いということで、一般の金融機関ではそういう担保力の低い、あるいは零細性の強い、そういう企業に対してはどうし

ても厳しい対応がなされる。したがって、一口に環境衛生といつても、特に底辺のところはどうしても環境衛生金融公庫の融資に頼らざるを得ないというものが現状であると考えられておりまして、私どもも、そういう非常に強い需要のある環境衛生金融という点については、公的の立場からさらにその整備を図っていく必要があると考えているところでございます。

○中西珠子君 私のところにたくさん陳情が参りまして、一般の金融機関から借りられないということと、環境衛生公庫に行ったら借りられると聞いたのでそこへ行つたところが、環境衛生同業組合にまず申し込みをして、そしてそこで取り上げられてから推薦をしてもらつて、それからまた県知事の推薦をしてもらわなければだめだということとで、環境衛生同業組合に借り入れ申し込みをしたところが、もうとにかく、付近の同業者の反対というふうなものもあつたりして、組合から推薦依頼を県知事に申し出てくれないうふうなことがありまして、それで今度は、県の方に直接本人が推薦を依頼に行きましたら、県の方では組合の依頼がなければだめですと、こういうふうな言われるというふうなケースがたくさん陳情として出てきているわけでございます。

それで、環境公庫に百万円以上の借り入れ申し込みをするときには都道府県知事の推薦が必要というところでございます。知事の推薦というのは何のために必要なのか。また環境同業組合の推薦というものがどうしても必要なのか。そういうものがある近所がない場合やなんかは直接に行つてもいいというふうなところらしいんですけれども、なかなか上手に推薦を手に入れることができないし、借り入れができないというふうな陳情もあるんですけれども、こういう点はどうかお考えでいらつしやいますか。

○政府委員(北川定雄君) 私どもの行政といたしましては、先生が今御指摘になられましたような、組合の推薦が得られないとか、あるいは組合の推薦がないと知事の推薦が得られないとか、そ

ういうことは通常の姿ではないと考えるわけでございます。

私どもは、こういう非常に零細な業界でございますので、他の大企業等に対応していくためにも、あるいはその近代化を推進していくためにも、どうしても個別の企業では力が弱い、そういうところからこういう組合の事業を推進することによって環境衛生営業の水準を高める、そういう目的でこの組合の強化を進めていく、こういう基本的な姿勢でおるわけでございますので、できることならば、そういう組合に参画をされるということが個々の企業にとつてもメリットになるようにという基本的な姿勢でおるわけでございます。が、いろいろと事情もあることでございまして、組合に加入をしていなくても知事の推薦が得られるようにという道は開いておるところでございます。

○中西珠子君 都道府県知事の推薦が必要というのは、法的な根拠はなんですか、どの法律に基づいているんですか。

○政府委員(北川定雄君) これは、法的にそういうことを義務づけられておるわけではございませんが、先生も御承知をいただいておりますように、環境衛生営業というものは非常に国民の健康に直接かわる仕事をやっておるわけでございまして、例えば、食品営業にいたしましても、あるいは公衆浴場にいたしましても、食中毒の問題ですとか、いろいろな感染症の問題ですとか、そういうことに非常にかかわりがあるということで、衛生行政の重要な対象になっておるわけでございまして、都道府県知事は、そういうことから地方における衛生行政の責任者でもございまして、行政と一体的になつてこの融資が運用されるということとを私どもは念願して、そういう推薦という制度を運用上行つておるということでございまして、○中西珠子君 運用上行つておるとおっしゃいますけれども、それは政令か省令かではつきりと規定してあるわけですか。

○政府委員(北川定雄君) これは、四十二年のこの制度創設当初から、局長通知という形でやつて

おるところでございます。

○中西珠子君 それでは法的な根拠はないということですね、法律の根拠も政令や省令というものの根拠もないと。それで昭和四十二年に環境衛生局長からですか、都道府県知事あての通知というもので、必要であるということが示されて現在まで残っていると、こういうことでございます。

○政府委員(北川定謙君) そのとおりでございます。

○中西珠子君 とにかく、環境衛生同業組合に借り入れをしたいからと言って申し込みをして、それから今度は知事の推薦を得るというところまで、そこまでの日数は大体どのくらいかかりますか。

○政府委員(北川定謙君) 状況によって必ずしも幾日というふうに断定ができないわけでございますが、いろんな書類がそろいまして、金融機関の窓口できちんと受けてから二十日くらいで処理がされるというふうに言われておるところでございます。

○中西珠子君 最低二十日ということでしょうか。

それでした、今、書類がそろってとおっしゃいましたけれども、環境衛生同業組合に融資を申し込む人は大部分が零細な企業の人が多いわけでございますが、融資手続が非常に煩雑である、これをもう少し簡素化してほしいという要望が非常に多いわけでございます。国民金融公庫などの場合と比較しますと非常に煩雑な手続があるし、また先ほどもお聞きしたように、最低二十日もかかるという長い日数を要する、こういうことですので、これをもう少し簡素化する、そして日数も短くする、この必要があるのではないかと、知事の推薦制度というものはやはりこれは考え直した方がよろしいのではないかと、こういうふうに思うわけでございますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(金井勇君) この問題は、私どもは各地で聞くことでございますけれども、私は、知事

の推薦制度というのは、やっぱりこれは環境衛生に對します衛生行政上の要請と一体に行われるべきものだ、こう思っておりますから、いわば衛生行政上の権限を持ちます知事というものの関係がある以上は、推薦制度というものは重要な役割は持つものではないかと私は考えているんです。

しかしながら、おっしゃいますように、借り入れの手続に非常に時間がかかったり、面倒くさかったりすることについては、これは私は事務の簡素化ということから当然見直しをやらなければいかぬだろう。なるべく皆さんが手軽にお借りできるように、そういうやり方については簡素化をしないというところで現在検討されているところでございます。

○中西珠子君 先日、参議院大蔵委員会、都道府県知事の推薦制度につきまして公明党・国民会議の鈴木議員が質問いたしました、都道府県知事の推薦制というのはやめた方がいいのではないかと、余りにも複雑な、煩雑な手続で日数がかかって仕方がないということも指摘いたしました。したがって、そのとき大蔵大臣は、知事からの推薦というのをなくす方向で厚生大臣とお話し合いをしようという趣旨の御答弁があったと聞いています。主務大臣は大蔵大臣と厚生大臣であるわけですから、今、厚生大臣からの御意見を伺ったわけですから、これはやはり厚生大臣としては、衛生行政というものの知事の権限というものを考え、どうしても知事の推薦は必要とお考えになっているわけですか。

○国務大臣(金井勇君) せっかくのお言葉でございますけれども、衛生行政を監督いたしますといましようか、直接担当いたします厚生大臣といましましては、やはり推薦制度というのは何らかの形で存続すべきものだと考えております。そのやり方については、先ほど御答弁申し上げたように、とにかく簡素化すべきところはいろんな面です。また、簡素化すべきところはいろんな面です。また、簡素化すべきところはいろんな面です。また、簡素化すべきところはいろんな面です。

○中西珠子君 環境衛生同業組合などの推薦が得られなくて、そして知事推薦を要請する手続もとつてくれないというふうなときは、別個に個人的に単独で知事のところへ推薦をお願いに行くということがある場合以外には許されないわけでしょうか。先ほどおっしゃったし、私も言いましたけれども、周りにそういう組合がないとか、組合に属したくてもなかなか遠かったり、そして入れてもらえなかったりというふうなところの場合には、業者が単独で知事に推薦をお願いするということは、これは少し配慮をさせていただいていいんじゃないでしょうか。できるというところは存じておきますけれども、実際には県の知事が、いや組合の推薦がなきゃだめだ、こう言って却下されるということがあるらしいんですね。

○政府委員(北川定謙君) これは、それぞれの側から見ていろいろとニュアンスがある点があるわけでございますが、先ほど大蔵大臣も御説明申し上げておきますように、環境衛生同業組合というのは非常に国民の健康にかかわるということで、その健全な育成を図っていくということが重要な問題であるわけでございます。単にお金を貸せばいいというだけではなくて、そういう金融ということとあわせて衛生行政の推進を図るという基本的な路線を持っているわけでございますので、そういう理念を実現していく上で、両方の歯車がうまくかみ合っていくということをねらっておるわけでございます。

ただ、いろいろと現場においてそれが非常に大きな壁になっているというふうなことは、この制度の趣旨ではございませんので、そういう点については、十分関係者の間で理解を合せていただくとように、従来から私も行政を進めておりますし、今後もしそういう点については、さらに慎重な配慮をするように指導してまいりたいというふうに考えております。

○中西珠子君 環境衛生同業組合の貸付件数は年間どのくらいですか。

○政府委員(北川定謙君) 貸し付けの種類の中に、一般貸し付けとそれから小企業等設備改善資

金特別貸し付けと、大きく分けると二つあるわけでございますが、ただいま手元にありますのは昭和五十九年度の数字でございますが、約六万四千四百件というふうになっております。

○中西珠子君 その中で公庫が直接扱った処理件数、貸付件数はどのくらいですか。

○政府委員(北川定謙君) 今、的確な数字をここに持つておりませんので、また後で訂正させていただきますが、五十九年度直接扱ったものが四十七件でございます。これは直接貸し、直接扱いというところでございます。

○中西珠子君 百に満たないわけですね。四十七件ですね。とにかく公庫が直接扱っているのは四十七件、ほとんどの貸し付けの部分を他の機関に任せているわけですね。

そういう現状であるのに、今回運転資金というものを融資対象にお加えになったのはなぜですか。

○政府委員(北川定謙君) 公庫が直接融資を扱うのか、あるいは他の機関に委託して扱うのかという点についてはいろいろ議論があるところでございますが、この公庫の創設の趣旨といたしましては、その事業の効率性ということを第一として、直接貸しということよりも、むしろ委託方式でいくという線をとったわけでございますので、ただいま申し上げましたように、直接扱っておる件数は非常に少ないということがあつたわけでございますが、これはまた別の観点からすれば、非常に経費の節減になっておる、こういうことでございます。

私どもは、そういう前提でやってきておるわけでございますが、そういう中で従来設備資金についての貸し付けを行っておったわけでございますけれども、関係業者あるいは関係組織からの長年の懸案であつた運転資金についても、今回新たに制度を設けるということへ発展をさせていたかどうかというところでやっておりますわけでございます。

○中西珠子君 今まで、運転資金は国民金融公庫その他の金融機関で貸し付けをやっていたわけ

そういった意味からもこの支給を受ける人がふえてきたということもあらうかと、こういふように推測をしているわけでございます。

○中西珠子君 昭和五十九年度の支給対象児童の障害別の内訳はどうなっていますか。

○政府委員(坂本龍彦君) 昭和五十九年度の支給対象児童の障害別内訳でございますが、大きく分けまして身体障害と精神障害と重複障害というように分けられるわけでございます。

まず、身体障害につきましては、総数が五万六千七百四十五人でございまして、そのうち外部障害が四万六千四百三十五人、内部障害が一万三千十人となっております。それから精神障害につきましては、総数が六万三千八百二十九人、そのうち精神薄弱が六万二千四百四十四人、それから精神薄弱以外の精神障害は三千五百八十五人でございまして、それから重複障害は二千五百四十三人となっております。

○中西珠子君 昭和五十九年度と比べますと身体障害もふえておりますが、精神障害が倍増をしているんですね。これはどういふことでしょうか。

○政府委員(坂本龍彦君) この辺も、非常に原因というのがなかなか判断が難しいわけでございますけれども、やはり制度が施行されてから年数がたつてまいりますと、この制度の趣旨というものが行き渡つてまいりまして、従来こういう手当を受けるというのになかった方も申請をして受けられるというふうなことになるのではないかというように推測をいたしております。

○中西珠子君 これはやっぱり、いろいろ社会情勢の変化とかいじめの問題とか、いろんな情勢の変化というものが精神障害児がふえる理由になつていっているのではないかと思います、少し、やはりこの点の調査もやっていただきたいと思います。

○政府委員(坂本龍彦君) どういう調査をすればいいか、少し専門的に研究をする必要もあらうかと思ひますけれども、今おっしゃいましたように、できるだけ原因というものを究明できるように

な方法を考えてみたいと思ひます。

○中西珠子君 特別児童扶養手当の問題をお聞きする前に、一つだけ、せっかく沖繩開発庁にいらしていただいたんですからお聞きしたいと思ひます。その御答弁が終わりましたらお帰りのしたくたいと思ひますが、沖繩振興開発金融公庫の運営に

ついて、県民代表を参加させて民意を反映させるような努力をしなければならぬということを書いているのですが、沖繩開発庁としてはこの点に

関してはどのような努力をされておりますか。

○説明員(草木一男君) 御指摘の点につきましては、ただいまお話のありました附帯決議を受けまして、沖繩振興開発金融公庫発足直後の昭和四十七年六月に、公庫の業務運営に地元沖繩県各界及び関係行政機関等の意向を反映させることを目的

といたしまして、沖繩振興開発金融公庫運営協議会と申しますものを沖繩開発庁に設置いたしております。

運営協議会のメンバーは、沖繩県知事、那覇商工会議所会頭を初め、沖繩県各界を代表する方々など二十名で構成されております。

沖繩開発庁といたしましては、この運営協議会を毎年三、四回開催してきておりまして、沖繩振興開発金融公庫の貸付計画とか貸付条件、そのほか新しい貸付制度の導入などにつきまして広く地元の見解、要望等を伺い、公庫の業務運営に極力反映させるよう努めてまいつたところでござい

【委員長退席、理事大浜芳榮君着席】

○中西珠子君 運営協議会で知事以下やはり各界の代表の方に参加していただいているとおっしゃいましたが、労働組合の代表は入っておりますか。

○説明員(草木一男君) メンバーの中には、労働組合の代表の方は直接は入っていらつしやいませ

ん。

○中西珠子君 やはり各界の代表とおっしゃる以上は、労働組合の代表も入れていただきたいと要

望いたしますが、どうですか。

○説明員(草木一男君) 一応御要望があったことは十分念頭に置いておきたいと思ひますが、……。

○中西珠子君 それじゃ、なるだけその要望に沿つていただきたいということを申し上げまして、どうも御苦勞さまでございました。お帰りで

厚生省への質問に戻りますけれども、五十九年度、特別児童扶養手当の支給停止者数と、それから支給停止の理由について御説明いただけますか。

○政府委員(坂本龍彦君) 五十九年度における支給停止者の数でございますが、一万二千八百六十四人というふうになっております。

支給停止の場合には、結局本人の所得あるいは扶養義務者等の所得が一定の金額を超えているというところによるわけでございます。本人所得によつて支給停止になっている者は一万二千六百二十七人、扶養義務者の所得によつて支給停止になっている者は二百三十七人、こういう数字でござ

います。

○中西珠子君 特別児童扶養手当の国庫負担は、これは全額ですね。そういたしますと、対象人員はどのくらいに見積もつていらつしやるわけですか。

○政府委員(坂本龍彦君) 特別児童扶養手当は、ただいまおっしゃいましたように、全額国庫負担で支給をいたしております。それで、この見込みでございますけれども、昭和六十一年度予算におきましては、予算額といたしまして五百三十七億円を見込んでおります。

○中西珠子君 障害児福祉手当、これは今度六十一年度、四月から名前が変わるわけで、発足と言つてもいいんでしょうけれども、一万一千二百五十円を一万五千五百円に引き上げるといふことと、二十歳未満の対象者がいるというところしゅうございまして、その対象者の数と予算人員、それから予算額はどのようになつておりますか。

○政府委員(小島弘伸君) 障害児福祉手当につきましても、対象人員数が五万九千人、それから国

の予算額としては四十七億というものが六十一年度の数字でございます。

○中西珠子君 特別障害者手当というものが今度創設されますね。その対象人員と予算額は幾らで

すか。

○政府委員(小島弘伸君) 対象人員は十五万五千人、それから予算額は二百二十六億でござい

ます。

○中西珠子君 創設される特別障害者手当の費用負担は、国と地方公共団体とどのような分け方になつて

いますか。

○政府委員(小島弘伸君) 国が七、地方公共団体、自治体のところが三という負担区分でござ

います。

○中西珠子君 福祉手当、これは経過的に福祉手当という名前で残るものと、障害児福祉手当というものになるのをごさいますね。その補助率は、五十九年度までは十分の八だったわけですね。これを昨年十分の七に下げ、また本年度も引き続き十分の七ということですね。それによりまして国庫負担の節減額というのはいくらになりますか。

○政府委員(小島弘伸君) 六十一年度がたまたま支払い月数、支払い回数が増加するというようなことが関係いたしまして、十四カ月予算というふうな格好になつておりますので、六十一年度は六十四億でございますが、これは十二カ月ベースで考えますと五十四億という数字になるかと思つております。

○中西珠子君 地方公共団体の財政負担というものがふえてくるわけでございますが、これに対してはどのような手当てをなさつてい

いますか。

○政府委員(小島弘伸君) 確かに従前の十分の八から十分の七ということになつておりますが、これに要します地方負担分の増加額につきま

しては、地方財政計画の中で基準財政需要額の中に算入いたす方法をとつて、制度運営上遺憾のないような措置が講ぜられておるところでござい

○中西珠子君 制度運営上遺憾のない措置を効果的にとっていただきたいということを要望いたします。

次に、児童扶養手当についてお聞きしたいと思いますが、児童扶養手当の世帯類型別受給世帯はどのようになっておりますか。二十年前と現在の比較をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(坂本龍彦君) 最近の数字としては五十九年度の数字でございますので、二十年前というところで、一応昭和四十年の数字と比較して申し上げたいと思ひます。

世帯類型別ということで、私も従来から生別母子世帯、死別母子世帯、未婚の母子世帯、障害者世帯、遺棄世帯、その他の世帯と、以上に分けて数字を整理しておりますが、昭和四十年度におきましては、総数が十七万三千四百六十六でございますが、そのうちで生別母子世帯につきましては、離婚によるものが六万四千七百三十三、その他によるものが五千八百五十七、それから死別母子世帯が二万五千三百八十二、未婚の母子世帯が二万一千六百九、障害者世帯が一万六千四百四十三、遺棄世帯が二万五千九百七十九、その他の世帯が一万三千四百三三となっております。

これを比率で見ますと、全体を一〇〇としたときに、生別母子世帯のうち、離婚によるものが三八・〇、その他が三・四、死別母子世帯が一四・九、未婚の母子世帯が二・七、障害者世帯が九・七、遺棄世帯が一五・三、その他の世帯が六・一というようになっております。

それで、最近の五十九年度の数字でございますが、総数が六十二万七千三百七でございます、生別母子世帯のうち、離婚によるものが四十六万三千六百三十四、その他が二万四千六百六十五でございます。それから死別母子世帯が三万三千九百二十四、未婚の母子世帯が三万五千五百二十三、障害者世帯が三万二千六百三十八、遺棄世帯が四万九千二百九十、その他の世帯が九千八百三十三となっております。

これを比率で見ますと、全体を一〇〇とした場合

合に、生別母子世帯のうち、離婚によるものが七三・九、その他によるものが〇・四、それから死別母子世帯が五・四、未婚の母子世帯が五・七、障害者世帯が五・二、遺棄世帯が七・九、その他の世帯が一・六というような推移でございます。やはりここで大きな傾向といたしまして、離婚による生別母子世帯の割合が非常にふえておりまして、一方死別の母子世帯というものの割合が減つていくというものが明らかでございます。

○中西珠子君 離婚による生別母子世帯が圧倒的にふえているわけですね。これをふやすようなことになつては困るので離婚を減らしていく、そのためには児童扶養手当も非常に給付の対象を減らしたいということ、所得制限も二段階制が導入されたとか、それから昨年の法改正においては、殊に離婚時の夫の所得が一定以上ある場合には手当を支給しないことにするという趣旨の改正が盛り込まれたわけでございます。養育費を支払うかどうかということもわからない、養育費支払い義務履行の確保の手だてが全然ないのに、こういう改正を盛り込んで施行するのは問題であるという、殊に野党の女性議員の反対もございまして、養育費支払い義務履行の確保のための措置が講じられるまでは施行しないと、施行の条件としてこういう措置を講じるということであったんですが、その後の経過というものを御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(坂本龍彦君) 昨年の法改正の際にいろいろ御審議をいただいた結果、ただいま御指摘のありましたように、父親の所得による支給制限については政令で定める日から施行するというところで、現在まだその政令が定まっておらない状況でございますが、ただ、その政令を定めるに当たりますしては、児童扶養手当法の一部を改正する法律の中に規定が盛り込まれて、この政令を定めるに当たっては、婚姻を解消した父の児童に対する扶養義務の履行の状況、当該父の所得の把握方法の状況等を勘案しなければならないということでございます。現在の段階で全くその扶養義務

が履行されていないというわけでもございませぬし、一応そのための制度というものもあるわけでございますけれども、いろいろとまだ扶養義務の履行の状況や父の所得の把握方法の状況を勘案してこれを実施していくことになっておりますので、私も現時点では、いろいろとその点について十分な配慮を持って検討を進めたいと考えているわけでございます。

現時点では、具体的な実施の時期等についての考え方というのはまだ固まっておらない状況でございます。

○中西珠子君 大阪府母子福祉連合会というのが陳情してきまして、それで、とにかく養育費支払い義務履行を確保するということはなかなか難しいことだから、別れた夫から所得に応じた養育税を徴収したらどうか、そしてそれを児童扶養手当制度の財源にしたらどうかと、こういう提案がなされているんですけれども、これはどうお思いになりますか。

○政府委員(坂本龍彦君) 養育税という、税体系の問題といたしましては、私もちょっと直接お答えする立場にはございませぬが、いろいろ私どもの方でも離婚制度等研究会において外国の例などを研究いただきましたときには、直接、税という形かどうか別として、政府が別れた父の方から何らかの形で費用を徴収するということを実施している国があったということは明らかにしております。

ただ、日本の場合、そういった問題について今後どうしていくか、これは非常に難しい問題もございまして、ちょっと私も私どもとしても、先ほどの税というお話もございましたように、この問題の扱いについてはなかなか方向についての御答えをいたしかねる状況でございますが、そういう御意見があったということは承知しておきたいと思ひます。

○中西珠子君 児童扶養資金というものができまして、昨年、その利用状況はどうなっておりますか。

○政府委員(坂本龍彦君) 児童扶養資金は、昨年八月からの児童扶養手当制度の改正に伴いまして、所得制限によって児童扶養手当の全部または一部の支給が受けられなくなる母子世帯に対して、児童の扶養に必要な資金を無利子で貸し付けるという趣旨で設けられたものでございます。この貸付業務の実績につきましては、毎年七月までに前年度分の報告を都道府県から受けることになっておりますけれども、何分にもまだ昨年八月に新設されたばかりでございますから、その実績としてのデータはございませぬ。しかし、いろいろと総合的に考えまして、私も私としては、昭和六十一年度においては一応六億円の貸付予定額を見込んで準備をいたしております、貸付需要には十分対応できるものと考えております。

今後とも、この児童扶養資金の貸付業務について円滑な実施が図られるように努めてまいりたいと考えております次第でございます。

○中西珠子君 児童扶養資金の貸付対象は、児童扶養手当の全部または一部の支給制限を受けていて、かつ前年の収入が一定額未満の配偶者のない女子ということになっておりますが、「一定額未満」というのは一応どの程度がめどですか。

○政府委員(坂本龍彦君) 昨年の児童扶養手当制度の改正以前は、三百六十万円というのが所得制限の限度額でございましたので、この三百六十万円未満の年収の方というような基準で実施をいたすことにしております。

○中西珠子君 これはことは引き上げるおつもりはありますか。

○政府委員(坂本龍彦君) この制度が、昨年の制度改正において、従来の所得制限の限度額を引き下げたことによつて出てくる支給を受けられない方のための制度ということで設けられておりますので、従来の三百六十万円をそのまま踏襲することにはいたしております。

○中西珠子君 所得制限はもっと引き上げてほしいという要望が児童扶養手当を受給している方々からあるわけでございますね。ですから、将来は

この三百六十万もちょっと引き上げていただきたいと思うわけですが、これは要望でございます。それから、今度児童扶養手当が少し上がりまして、七百万と五百万、それぞれ少し上るわけですね。この児童扶養手当支給に必要な経費の国庫負担は、今度はどうなりますか。

○政府委員(坂本龍彦君) 児童扶養手当の給付費に対する国庫負担金でございますが、六十一年度におきましては国庫負担金で二千六百十七億円を見込んでおります。これは、昨年の改正以前に認定を受けた既認定者の場合の給付に対する国庫負担が二千三百六十二億円、それから昨年の改正以後に新たに認定を受ける新規認定者の給付に対する国庫負担金が二百五十五億円、こういう内容でございます。合せて二千六百十七億円、こういう数字でございます。

○中西珠子君 昨年から国庫負担が八割になつて地方公共団体の負担が二割になつたわけですね。ことしからは新規認定分から七割になるわけでしょう。そうですね。

それで、そういうふうにするにによる国庫負担の削減額はどのくらい見込んでいらっしゃるんですか。

○政府委員(坂本龍彦君) 昨年の制度改正で、地方負担が二割導入されて国の負担は八割になつたわけでございますが、六十一年度は、他の社会福祉の諸施策を含めまして補助金全体についての見直しを行いました結果、生活保護に準ずるものという考え方で、国の負担八割を七割ということにございます。ただ、これは昨年の制度改正以後に新規に認定された人の給付費に対する国庫負担が八割から七割に下がるということでございます。既認定者に対する国庫負担は従来どおり十割と、こういうことになっております。

そこで、国庫負担が八割から七割になることによる財政的な影響額でございますが、六十一年度における国庫負担の率の変更による財政影響額は三十六億円ということになっております。

【理事大沢芳雄君退席、委員長着席】

○中西珠子君 母子世帯は非常に収入が低いわけですね。けさの御質問に対してお答えになったのは、昭和五十七年の調査によると年間収入が二百万以下だといふお話をしたけれども、総務庁統計局の家計調査年報によりまして、母子家庭は非常に生活にゆとりがないわけですね。実収入は、全国平均が五十九年度だと月額四十万五千五百十七円、ところが母親と十八歳未満の子供だけの世帯というのは十八万九千八百五円と本当に少ないわけですね。それでまた可処分所得になりますともっとも低くなつて、十七万二千五百八十三円ということになるわけですね。年間これを直しますと二百七万円ぐらになつてしまふ。それで基礎的な支出の比率、食料とか住宅、光熱水費、そういうものの支出が四四・四％、エンゲル係数が三〇・四％ということ、本当に苦しい生活をしてるわけでございます。

そしてまた、私のところに手紙やはがきなどがよく来て、何とか支給制限を緩和して、児童扶養手当の給付をもう少し引き上げてほしいという手紙などが来ます。子供を抱えた母親というのは、仕事を探してもなかなかいい仕事につくことができないという状況の中で、児童扶養手当があつたがゆえに親子心中も思ひとどまつたといふふうな、そういう手紙も来てるわけでございます。それで、こういう母子世帯への援護措置というものは、児童扶養手当とか児童扶養資金以外にもいろいろあると思ひますけれども、どういふものがございますか、お聞かせください。

○政府委員(坂本龍彦君) 母子家庭の自立促進を図るために、母子及び寡婦福祉法に基づいたいろいろな福祉対策というものがございまして。例えば母子相談員による相談指導でございますとか母子福祉貸付金の貸し付け、あるいは公共施設内の売店などの優先設置でございますとか、たばこ販売店の指定というふうなものも行つておるわけでございます。また、いろいろな生活指導のために母子寮への入所とか、あるいは母子家庭等の介護人

の派遣事業というふうなものも実施しておるわけでございます。そのほかに、厚生省以外の労働省とかあるいは建設省、そういったところでも就業対策、住宅対策が行われておりますし、さらに税制上の措置として寡婦控除というふうなものも設けられておるわけでございます。

ということで、手当の支給以外にもいろいろな対策を講じておるわけでございますが、今後とも、こういった施策についてはできるだけ必要な改善を図つていきたいと思ひておるわけでございます。

○中西珠子君 これも大阪府の母子福祉連合会からの陳情なのでございますが、離別したりそれから遺棄された母子家庭で急に親子だけになつてしまつたときに、もう家もないというときに、短期間滞在のできる住居というものを一つついてもいいという要望も一つあるわけですね。それからまた、児童扶養手当制度を改善していただきたいと、所得制限の緩和をもつとしていただきたいと、手当の水準も引き上げていただきたい、それから、全部支給を停止した後も一年間ぐらいつつか延長という措置も考えていただけないかというふうな要望が来てるわけでございます。

母子家庭のために児童扶養手当をよくしていく、来年度はもう少し給付の水準も上げていくということとか、所得制限の緩和をしていただきたいというものは私の要望でもございまして、母子家庭に急になつてしまつたときに、ちょうど駆け込み寺のように、そこにしばらくは滞在できるといふふうなそういうものをつくるということは可能でございますか。所得制限の緩和並びに児童扶養手当制度の改善ということでは、手当の水準の引き上げということもあわせて、厚生大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○政府委員(坂本龍彦君) 私がちょっとその前に具体的な問題等についてはお答えしたと思ひますが、母子家庭になつたときに短期的に何か対応できるようなものはないかということでございます。母子寮というものはございまして、しかし、も、これはどつちかという長期に滞在するものでございまして、直接はなかなかすぐには母子寮というわけにまいりませんけれども、実情によつては臨機にある程度対応を考へる余地はございますので、そういった方面の措置というものについても今後検討してまいりたいと思ひます。

なお、所得制限や支給額の問題につきましましては、これは他の福祉政策との関連も十分に考慮しつつ、またそのときの社会経済情勢あるいは母子家庭の実情、こういったものを十分に勘案いたしまして、適切な措置をとつていくように努めたいと思つております。

○国務大臣(今井勇君) 先ほどのいろいろ御質問やらまた政府委員の答弁を聞いておりました、確かに母子家庭に対しまして配慮というものは極めて大事であり、また私もできる限りのことをして差し上げねばならないという感じを強く思つておるわけですが、現在の極めて厳しい財政下のものではございますが、いろいろ御不満の点が多々あることはよくわかりますが、ひとつできるだけのことをやつてまいりたいという気持ちがある基本的なことを言つて、いろいろな国会の御質疑等を通じて皆様様の御意見を十分に肝に銘じまして今後の措置をとつてまいりたい、こういうふうに思つております。

○中西珠子君 福祉、社会保障その他非常に広い分野の所管の厚生省であり、また厚生大臣でいらつしやるわけでございますから、もう大いに期待いたしておりますので、頑張つていただきたいと思います。

私はこれで質問を終えます。

○佐藤昭夫君 まず、環境衛生金融公庫法等の改正に關して質問いたします。

環境衛生関係の営業は零細な業者が多いわけでありまして、この関係の営業の振興発展を政府が真剣に考へるならば、行政上、公平にして民主的な態度を貫く必要があります。いささかも政治的思惑などにこの事業が利用されるというふうなことがあつてはならないわけでありまして、しかし、

今回の改正経過を見たときに、いささか不透明な部分を感じますので、まず大臣に幾つかお尋ねをしたいと思ひます。

大臣、率直にお聞きをしますが、本改正案は参議院選挙向けにありませんか。

○国務大臣(今井勇君) いささかもそんなことを考えておりません。

○佐藤昭夫君 果たしてそうだろうかということですが、大臣御存じと思いますが、環境衛生政治連盟というのがありますね、御存じです。

○国務大臣(今井勇君) 環境関係の事業者が政治連盟を組織しておりますことは承知いたしております。

○佐藤昭夫君 このもとに各業種ごとの政治連盟があります。環境衛生政治連盟は、参議院の選挙で比例代表候補にだれとだれを推薦しているのでしょうか。

○国務大臣(今井勇君) 具体的に承知いたしておりません。

○佐藤昭夫君 御存じない。

この環境衛生政治連盟は、自民党員の獲得運動と比例代表候補の後援会員の獲得運動をしておられるわけでありませうけれども、成果は上がっているのでしょうか。

○国務大臣(今井勇君) 自民党の党員拡大運動云々の話であります。私全く知りませんから、成果が上がるか上がらないか、それも知りません。

○佐藤昭夫君 実は、私の手元に昭和六十一年度京都府理容政治連盟、理容です。それから散髪屋さんの関係であります。その政治連盟の「事業報告書」という印刷物があります。これによりますと、「理政中」の、この理容政治連盟の中央という意味だと思ふんですが、「昭和六十一年度」に施行される第十四回参議院通常選挙にあたり現参議院議員斎藤三郎氏を全理連として同議員を紹介議員とする自民党員獲得について支援協力を決定し、各都道府県政治連盟へ党員確保の割当を行った。本

会における党員獲得数は三百十七名であった。七月二十九日幹部会開催し、獲得方法について協議した結果、支部に協力依頼することを決めた。このことについては短い期間にもかかわらず支部長初め組合員の協力により、二十七支部中二十六支部において二百九十八名の党員を獲得することができた。といったようなことを報告で述べています。

続けて、「また、上記の自民党員確保のほか再度理政中より、斎藤三郎議員より同議員の後援会名簿獲得についての依頼があり、十月二十八日の常任執行委員会協議の結果、支援することにより、支部に協力を要請、支部長初め組合員の協力によって二十七支部中二十六支部において割当を上回る二百四十六名を獲得することができた」というふうに、かなり成果が上がったというふうに報告をしているわけでありませう。

理政中、理容政治連盟の中央からの指示に基づいて各それぞれの都道府県でやられておることであつて、したがつて、こうしたことについては全国的にこういう運動が展開をされておることとは、大臣、御承知ないでしようか、本当に。

○国務大臣(今井勇君) 何遍聞かれましたが、私、知らないことは知らないです。

○佐藤昭夫君 そこで、まあ大臣は知らないというふうにおっしゃいますけれども、知らないということだけで済むだろうかという問題が、実は今、朗読引用いたしましたその文面の中にも出てきておつたと思ふんです。

すなわち、政治連盟として自民党員の拡大や後援会員の拡大などのそういう政治運動をやるということは、これはまあいよいよ政治団体の自由になつてくるといふ、そういう範疇の問題かと思ひますけれども、しかしそれは建前であつて、今、引用いたしました文章の中にも出てきますように、組合と十分連絡を保ちつつ、以下これこれの活動を進めてきたと、こういうふうにありますように、この政治連盟が組合を自民党のための政治活動の下請に使う、こういう姿になつていないと

うのが実態としてあるというふうに言わざるを得ないと思ふけれども、この点について大臣、本当に御存じないでしようか。もし、事実そうだとすれば、大臣としてどう御見解をお持ちになるでしょうか。

○国務大臣(今井勇君) 私は本当に、先ほどから申し上げますように、具体的な事例については存じませんが、おっしゃいますように、組合がもし万が一やつたとすれば、組合が政治活動をしていふとは考えませんけれども、そういうことをやつていけば、やはりこれは指導監督しなきゃならぬと思ひます。組合がです。

○佐藤昭夫君 現にそういうところの混同があつて、いろいろ問題も感じているということなんでしよう。

この報告書の冒頭に、こういうことが出てきます。「京都府理容政治連盟は組合と十分なる連絡を保ちつつ当面する諸問題に対応する政治活動を行った。組合行政の多様化により組合理事長が政治連盟会長を兼ねていることは、今後の政治活動や行政の渉外面において両立の至難による煩雑と支障をきたす恐れもあるため、組合理事長と政治連盟会長を分離した方がより積極的な活動が計れる」とし、昭和六十一年六月二十四日の常任執行委員会において会長人事の異動を行い次のとおりとした。」というところで、会長だれだれ、副会長だれだれ、幹事長だれだれ、会計責任者だれだれと、こういう記載があるわけでありませう。

ここにもありますように、組合と十分連絡、連絡をとりつつやつてきた。したがつて、いろいろ会長と理事長との混同が起つて、いろんな煩雑さ、支障を来す、こういうおそれもあるわけであつて、分離を図るんだという、現にこういう文書が出てきますように、やつぱり組合を使ってそういう政治活動を行つてきたということは、これは否められないというものがこの文章からもはっきりと読み取れるんじゃないでしようか。

○国務大臣(今井勇君) 繰り返しになりますが、政治連盟として運動を行います場合、先生がおつ

しやいますように、これはあり得ると思ふんですが、組合が政治活動をしていると私は考えられない。多分先生のお尋ねは、同じ人間が両方やっているんじゃないかというお尋ねであらうと思ひますが、それはやはり物の考えでございまして、それが組合としてやるのは、私はこれは政治活動をしてはいけないと思つております。政治連盟としての活動であるならばこれはあり得ると思ふわけですが、おっしゃいますようにないといふ誤解を招くようなこともこれはいけないこととございまして、やはり十分に私も指導監督料をしてまいりたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 単に、組合の理事長と政治連盟の会長とが同一人物で重なつていたという問題じゃないんです。さつき私二カ所ほど引用したでしよう。自民党員の拡大について、支部長初め組合員の協力によって二十七支部中二十六支部において二百九十八名の党員をふやした。支部並びに組合員の協力というのは、紛れもなくこれは理容、この業界の方の組合のことを指すんではないでしょうか。あるいは、この後援会員の獲得運動、二千四百六十八名、割り当てを上回つて成果があつたというんで、支部において、支部長初め組合員の協力によってこれだけの成果があつた。こういう点で大臣は、もしも組合をそういうことの道具に使うというふうなことがあつたら、これはよろしくないというふうに確認をされておりますので、あれですが、私の聞いたところでは、こうした散髪屋の関係だけにとどまらな。環境衛生のこの関係で十ほどの業界がありますね、対象になつてゐる。ほかのところについても大なり小なり似たような姿があるというのを私は耳にしています。

本当に大臣、国からの特別の隔離制度の道も開いているという、こういう国としての政策的な措置を行つておるこの業界において、その組合が自民党の政治活動の道具に使われているというふうなことがもしもあるとすればこれは大問題。こうした点で、ぜひそういう不公正な運営がやられない

いように、大臣としてよく目を配り、必要な指導を行ってほしいと重ねてお願いをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(今井勇君) 先ほどから何通も申し上げるように、組合が政治活動をしては、そういうことは考えられませんが、やつてないと思ひます。うん。しかし、今そういうふうな紛らわしいようなことがあつたとするならば、これはひとつ指導監督をしてまいりたい、そのように思ひます。

○佐藤昭夫君 とにかく私は、単に風聞で申し上げたんじゃないで、現にこういうものも私は入手しておりますので、具体的な事実をもとにして申し上げておきたいと、こんなようなことが片一方で放任をされたままにおいて、どんなに今回こういう法改正も通しながら育成強化を図つていくと言つたつて、こういう非民主的な運営のもとでは組合の一本化、そこへの大きな結果、団結、これを言つたつて、うまく進む話では決してないわけですね。ぜひこの点をもう一回強調をしておきたいと思ひます。

そこで、具体的な融資制度の問題について以下幾つかお尋ねをいたしますが、零細な業者が多いわけでありまして、運転資金融資についてはなるべく簡便な手続が望ましいということ、先ほど同僚委員の方からも質問ありましたけれども、できるだけ手続をひとつ簡素化、簡便なものにする一層の工夫、運営上の努力、この点どうでしょう。

○政府委員(北川定雄君) 今の御指摘の点は、先ほど大臣からお答え申し上げておりますとおり、いろんな問題はありますが、基本的な原則は守りつつ、できるだけ事務の簡素化を図るということ、事務的にも検討を進めてまいりたいというふうな考へております。

○佐藤昭夫君 そこで、さらに確認をしておきたいわけですが、現行では、施設融資については組合推薦が必要ということに一応しているんですけれども、多くの府県では、組合推薦以外で

も都道府県の審査で融資の対象にするという、そういう慣行になつていて、これが今後ともひとつ継承をするということでも、どうでしょう。

○政府委員(北川定雄君) 先ほど来いろんな御議論があるわけですが、基本的には、こういう組合機能を強化する、その中で個々の業者のレベルアップを図つていくという路線を持つておるわけですが、できるだけ組合組織を活用していくということについては、御理解をいただくように努力をする必要があると思ひます。

しかし、個々の現場ではいろんな問題があるわけですが、ごさいいますので、直接都道府県知事に申請をするというルートも、今後とも確保をしていく考へ方は続けたらいいと思ひます。

○佐藤昭夫君 現行のもとで、従業員五人以下の小企業向けの無担保、無保証人の特別融資制度、四百万円までの、この制度があります。この貸付要件が緩和できないのかという声が多くあるわけですが、組合推薦とか商工会議所の指導を六カ月以上受けた者をするというふうなやり方では、六カ月の指導も受ける、それから後、融資をするというのでは、融資の申し込みの手続、この承認がおりるまでさらに一、二カ月はかかるということでは、もう大変な手数だけがかかつて、実際に本当に欲しいときに金がおろてこないという不便が多く出されているわけでありま

す。こうした場合、これらの手続をもつと緩和をして直接貸し付けができないものかどうか、こういった点を検討してもらいたいと思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(北川定雄君) 確かに、借り手の側からすればそういう御要望というのはごもつともな点があるわけですが、いづれにいたしましても、全体として非常に零細な原価企業の中でも特に小企業ということ、そういう企業に對

して無担保である、あるいは無保証で融資をするということをごさいいますので、どうしてもそういう観点からすると、何らかのそこを保証といひますか措置が必要になるのではないかと私どもは考へておるところでございいます。

そういう点からして、経営指導をきちんと受けて、経営が将来にわたつて安定化をするという前提でもって貸し付けをするという制度でございいますので、その点については、確かに欲しいときにすぐということにはまいたらない点が出てまいるわけですが、ごさいいます。御理解をいただきたいというふうな考へておるところでございいます。

○佐藤昭夫君 無担保、無保証人融資ということをやろうと思ひには、どうしても公的なそういう審査、保証が必要になつてくるというの、一つの論理だと思ひますけれども、しかし、七カ月も八カ月も実際にお金を受けるまでにかかるといふのもこれまた長過ぎるということ、公的な審査機関ということになりますと、都道府県に一定の中小企業の指導対策の何らかの組織があらますね、大体各自自治体には、京都であれば京都府に中小企業総合指導所というのがありますし、

京都市であれば中小企業指導所というのがある。ほかの自治体、大なり小なりそういう組織、機関があると思ひますけれども、そこでも一定の審査なり指導相談を受けるということがあれば、そういう場合にはこの無担保、無保証人の融資対象にするといったような運用もなされていいんじゃないか。そうすれば、七カ月も八カ月もかかるというこの日数をもう少し短縮して、早く希望者に役立つという方向へ持つていくことができるんじゃないかと思ひます。

そういう方策などもひとつ考へてもらいたいと思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(北川定雄君) 先生、今七カ月、八カ月というお話が出たわけですが、先ほど来申し上げておりますように、経営指導というものが一つの大きな眼目になつておるわけでごさいますので、そのための話し合いの時間ですとか、

あるいはその成果の見通しが出てくるための時間というものはやっぱり必要なものではないのかと私どもは考へておるところでございいます。

それで、先ほど先生の、いろんな各種の中小企業に關する公的機関があるではないかという御指摘でございいます。私どもも、環境衛生営業が人の健康に非常に関係が深いという観点から、その衛生というところに重きを置いた環境衛生営業指導センターというふうな組織を各都道府県に持ち、その機能の強化を一方では進めておるわけでごさいまして、そういうところとの連携の上に、小企業等の設備改善の特別貸し付けという制度を運用しておるところでございいますので、そういう線の上で、今後ともなるべくそういう借り手の要望を満たすという努力をしながら、この線の強化を図つていくというのが私どもの考へ方でごさいます。

○佐藤昭夫君 中小企業に対する一定の経営指導ということをお前提に考へているということですが、けれども、これも私どもの調べたところでは、商工会議所がそういう指導能力、人的な体制を持つておるというのには本當に限られたところですよ。もうそんな六カ月もつきつきで、たくさんの方から融資申し込みが出てきたときに、それに全部経営指導に應ぜられるような人的な体制はとてもないというのが、今の商工会議所の全国的な実態じゃないかと思ひます。

こうした点で、余りそういう形式だけを先行させるんじゃないで、本當に、実際に今経営に困つておる中小企業にどう役立つのかと、こういった点でのひとつ運用上の配慮を十分考へてもらう必要があると思ひます。

もう一つ聞いておきますが、今回新たに道を聞いたという運轉資金についても、無担保、無保証人の特別融資制度、これをなぜ設けなかったのか。小企業者はこの点がむしろ一番要望が強いというところで、小企業の場合、運轉資金二千七百万円も、そこまで言わずとも、もっと手軽に借りられる、緊急に使える運轉資金、これを無担保、

無保証人でできるように道をつくってもらいたいという希望が非常に強いんですね。ぜひこの点ひとつ今後の運用上の問題として工夫、改善をしてもらいたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○政府委員(北川定謙君) ただいま先生御指摘ございましたように、御要望があるというところは十分承らせていただいて、今後の参考にさせていただくというふうにさせていただきます。

○政府委員(坂本龍彦君) 環境衛生営業の近代化というのをねらったところでございます。そういう一つの環境衛生営業の振興指針というものを進めてまいりたいと、こういう前提に立っておるわけでございますので、今度の運転資金の第一の運用に当たりましては、その振興指針に基づいて振興計画を進めていく組合及びその組合員にというふうに絞ったわけでございまして、今、先生御指摘の点につきましては、今後の課題として私どもも承らせていただきたいと思いますというふうに思っております。

○佐藤昭夫君 それでは、次の児童扶養手当法改正の問題で、あと若干お尋ねをします。

児童扶養手当法は、昨年の通常国会で改正をされました。所得制限が強化され、手当も二段階にされたというところで、これには多くの婦人団体が強く反対運動をしたところであります。

私は、地元で児童扶養手当を受給しているお母さんたちにいろいろ話を聞いたのでありますが、三人の方に会話をしました。三人とも生活保護を受けておられる方です。一定の年齢に達してあるので、十分な報酬の得られる職業にもなかなかつけないという実態にあるわけであります。

まず、お尋ねしますが、児童扶養手当受給者で生活保護を受けている人は、どれぐらいの率になりますか。

○政府委員(坂本龍彦君) 私どもとしてはそういう数字は把握しておりません。

○佐藤昭夫君 しかし、概数どれぐらいになるといって推定、全く見当つきません。

○政府委員(坂本龍彦君) 直接にそういう調査をいたしておりますので、見当と申しましてもお答えになるような数字、ちょっと今の段階ではお答えできないと思います。

○佐藤昭夫君 とにかく私が調べた中では、児童扶養手当を受けながら、しかし片や生活保護も受けるというふうな世帯を得ないほど児童扶養手当の額というのが余りにも低過ぎるという実態にある例を幾つか知っているわけです。

○政府委員(坂本龍彦君) 正確なお答えになるかどうかかわかりませんが、生活保護世帯七十八万中、母子世帯十一万世帯、こういう数字がございまして、

ただ、これが児童扶養手当とどの程度一致しているかどうか、そこについては私どもとしても直接把握はできておりません。

○佐藤昭夫君 とにかく、一端できる限りの正確な数字をひとつ集計をしてみたいというふうに思うのですけれども、今の数字、一つの例かと思えますけれども、決して軽視できない。そういう率でもって、児童扶養手当を受けながら生活保護も受けざるを得ないという、こういう実態にある母子家庭というのが相当数あるということですね。

一つは、私の聞いたこういう例です。三十八歳のお母さんで、中学校二年の娘と二人で暮らしている母子家庭。児童扶養手当が三万三千円、これは六十年度の額ですね。それから生活扶助九万円、それでは食費に足りないのでパートに働いて、そのパートの収入四万円、したがって月の生活費約十六万円。

それからもう一人の方は、中学校二年から四歳に至る四人の子供を抱えておるといふ母子家庭。十三万円の生活扶助、パート、残業までして月六万から七万というので、生活費約月二十万ということ、四苦八苦しているということであります。

そこで尋ねたいのですけれども、児童扶養手当の引き上げ問題、今回もごく若干の改正がされるわけでありましても、単なる物価スライド程度ではなくて、もう少し単価そのものの、基準そのものの引き上げというのはいかならないものでしょうか、それを今回検討したのかしなかったのか。また、この点についてはどうですか。

○政府委員(坂本龍彦君) 児童扶養手当のあり方というものの引き上げは、昨年の法律改正で制度を新しく見直し、従来の母子福祉年金の補完的制度から純粋の福祉制度という形に持ってきて、給付額に引き上げをいたしました。今後は、その法律をもつて国会でお決めをいただきました。今後は、そういう新しい制度としてスタートをしたのは昨年の八月でございますから、現時点でまだ一年もたっていないわけでございます。そこで、少なくとも物価上昇率程度の改正は私どももいたしたい、そういう経済的な実質価値を維持するための手段というの最低限度は維持したいということで、今回の金額の引き上げをいたしましたわけでございます。

そういう意味で、今回特に水準そのものを基本的にまた見直すということは、直接は検討いたしておりません。実質価値の維持という考え方で今回の改正を御提案したわけでございまして、

○佐藤昭夫君 大臣、児童扶養手当六十年度児童一人の場合三万三千円、今回の改正で三万三千七百円という、本当にスズメの涙程度の改正、財政困難な折からと、こういう理由が言われているわけですが、財政再建の見直しも否として、

一体それならもうあと一年二年という、こういう目の前に財政再建の見通しが開けているというところでも決してないわけですね。そうすると、本当に日々の生活に困窮をしているという母子家庭に對する対処として、もっと基準そのものの見直し、単に物価値上げ程度の手直しという程度じゃなく、基準そのものの引き上げ、これは根本的に考えるという、そういう気持ちは大臣としてな

いわけですか。

○国務大臣(今井勇君) 先ほども同様の御質問に對してお答えをしたのですが、確かに児童扶養手当等の額、こういうものについては、多ければそれだけよろしいことは間違いないのでありますけれども、先生がいみじくもおっしゃいましたように、財政の問題等々もございまして、なかなか思うようにいかないのが現実でございますが、気持ちとしては少しでもひとつできるだけの努力をして上げてまいりたいという気持ちがありますこと、を申し上げるわけでございます。

各先生方の御意見を十分に踏まえながら、精いっぱい努力をさせていただきます。

○佐藤昭夫君 角度を変えて、もう一つ例を御紹介しておきますが、もう一人のお母さんから聞いた話です。生活保護の受給をされているのですが、長女がここの春高校を卒業して就職したというのです。その娘さんがこういうことをお母さんに語っておる。お母さん、私は失業して頑張るからひとつ力合わせてやっていきましょ、しかし、失業して少し収入がふえればそれだけ生活扶助が減らされるのだから、考えれば働く意欲を失ってしまいますねという親子の対話、これを耳にしたわけですが、現行制度のもとで未成年控除、こういうものもあるにはあるわけですが、今の場合で言えば、この娘さんの本当に生きていく励みになるような、例えば服を買ったとか、多

少お小遣いがふえるとか、こういうことになるような制度の改善、こういうものが考えられてしかるべきじゃないか。

働いて収入がふえたら、その分だけ生活扶助で出てくる分が減るといふことで、プラスマイナス帳じり大して変わらない、こういう姿というのは余りにも酷な仕打ち、酷な対処じゃないかというので、例えば一つの例で挙げても、残業代などはこれは別にすると、そういう今の手当制度についての運用上の工夫の余地というものは全くないのですか。こうした点はどうか。

働いて収入がふえたら、その分だけ生活扶助で出てくる分が減るといふことで、プラスマイナス帳じり大して変わらない、こういう姿というのは余りにも酷な仕打ち、酷な対処じゃないかというので、例えば一つの例で挙げても、残業代などはこれは別にすると、そういう今の手当制度についての運用上の工夫の余地というものは全くないのですか。こうした点はどうか。

働いて収入がふえたら、その分だけ生活扶助で出てくる分が減るといふことで、プラスマイナス帳じり大して変わらない、こういう姿というのは余りにも酷な仕打ち、酷な対処じゃないかというので、例えば一つの例で挙げても、残業代などはこれは別にすると、そういう今の手当制度についての運用上の工夫の余地というものは全くないのですか。こうした点はどうか。

○政府委員(小島弘伸君) これは、先生お気づきの

ように、なかなか難しいところのある問題だと思ひます。本来、生活保護というのは、あらゆる収入等を活用してなお最低限の健康で文化的な生活が維持できない場合に給付するというところでございまして、本来的な仕組みとしては、勤労所得が増加すれば増加するほど補助費は減つてしかるべき性格のものであります。一方、御指摘のような勤労意欲の増進と申しますか、働きたい、生きがい対策といったことは、やはり勤労所得が全部生活費に認定されるんじやなくて、そこに何らかの工夫が必要なのは我々も十分考えているところでございます。

今年度からは、従来職種、重労働か軽労働かというふうなことに対応しまして勤労除額の額等を分けておりましたが、近年、業種振替の状況を見ましても、労働形態とはそう因果関係はない、職種のいかんを問わず、やはり文化的な教養を増したいという経費の方を重視すべきじゃないかというふうなこともありまして、その方の一本化を図りました。

ただ、やはり生活保護という性格と兼ね合わせますと、勤労除額が考へようによつては多ければ多いほどいいということ、しかし保障すべき生活水準はどうあるべきかというその調和の問題だといふふうな考へておりますので、常にこの辺のことは見直していきたい、こう考へますが、特定の、お示しのように、例えば残業手当はすべて収入控除という扱いも、労働形態としてきた、そつちの方の、そういうものを促進するのにかという御批判も出かねない問題もあるかと思ひますし、要すれば、やはりよりよい就業状況に持つていくとか、自分の技能を高めた素養を高めるというふうな必要経費を十分見れるという形でこの制度は考へていきたい、こう考へております。

お示しの洋服代というふうなものについては、生活保護基準の中で十分配慮できるようなことになつておりますが、しかし、勤めたてについては、そういうような就業手当も考へておりますけれど

も、なおいろいろな補てんが必要だろつというふうな考へまして、未成年控除のほか、さらに新規就労については六カ月間新規就労控除というふうなこともあわせ講じておるところでございまして、今後ともその辺の調和については十分検討してまいりたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 一層のひとつ前向きを要望しておきたいと思ひます。

以上で終わります。

○下村泰君 私の持ち時間は四十分でございまして、委員会の運営上十五時五分で私は切らなざるなりません。残された時間は十七分でございまして、この十七分で話をまとめなざるなりません。したがって、用意した質問の内容を大幅に削らしていただきます。本来、今年度から支給される特別障害者手当、ここから入らたかつたんですけれども、ここから話をしておりますと本論の方で少なくなりまして、本論の方へいきなり入らせていただきます。

ちょうど福田さんが総理大臣のときに、予算委員会が質問させていただきまして、ときに、総理、日本は福祉国家でしようかといふふうなお尋ねをいたしましたところが、残念ながら開発途上国並みですといふ立派なお答えが返つてまいりました。それからもう十年ぐらいたちます。

そこで、ひとつ厚生大臣に伺ひますが、高町なぞという言葉を御存じでしょうか、高町。わからなかりや結構です。わかりませんね。これは局長もわからない……。

○國務大臣(今井勇君) 申しわけございませんが、存じません。

○下村泰君 いや、いいんですよ、これはわからなくて当たり前なんです。これはヤシの隠語でございまして、高町というのは、各地方にいろいろ神社仏閣があります、そういうところでお祭りがございます、いわゆる私たちが子供のころ行つた縁日といった言葉ですね、そういうものを高町と彼らは称するわけです。そして、高町辞典というのがあります、日本全国どこそこ何月何日

何時からどういう催し物がある、ここへ行くにはこれこれ何線に乗つて、バスに乗つてどういふうに行けと、しかもそこへ行つたらこれこれ、これこれこういう品物を扱っているのはこういう一家の親分だから、そこへ顔出してやらないと。こんなのもまたあるのがフーテンの寅さんという映画があります。

この高町字引の中に、きょうも身体障害者の皆さんが来ていらつしやいますけれども、まことにそういう方たちを目の前にしておゑの毒な言葉を使わなざるなりませんが、当時そういう体の状態の方を売買している組織もあったといふことはもう御存じないでしよう。そして、それを高町の戦前、戦後を通じて取り扱った時代があったんです、こういうことが。

その当時引き比べれば、たゞいまはまことにそういう方たちの方に目が向くようになった、これも事実でございまして。そして、いろんな法律がございまして、こういう方たちを守つて差し上げるような時代にもなりました。ところが、欧米各国に比べてこういうことに対する意識といひますか、高まりといひますか、遅かつたせいか、まだまだ手が足りておりません。

そこで、今一番問題になつていのが費用徴収の問題なんです。小島局長にしてみると、また来たかと思つてしやうけれども、私はまたまた押したいと思つてございまして。

でね、たまたま私はちょうど出席しておらなかつたんですけれども、五十九年の四月二十四日の議事録を見まして、この中に扶養義務の方々がどうのこうのとか、そういう項目は一切出ておりません。そしてこの中で、持永さんとおつしやるんですが、このときの局長は、この方も答えておりますが、「六十二年からの費用徴収をするということで、法律の施行をそのとき延ばしておるものでございまして」と、こういうことをお答えになつております。これはあくまでも基礎年金というのが上がつて、そしてこの費用徴収される方々にこれだけの所得があるということ

が、この議事録の中見ると、全体的にそういうのが基礎になつておるわけですよ。それから考へ合わせますとまことに低いわけですね、基礎年金そのものも。実際にそういう方たちの収入、所得がそれに値するものならばともかくも、そうでない。しかも、持永前局長も言つておりますけれども、いわゆる在宅で療養していらつしやる方々とおつしやつてます。しかし、これはちよつと私もこのところ納得できないんですがね。

さきの予算委員会、総理がこの費用徴収問題に關して、「関係団体の御意見もよく承つて、そしてよく御理解をいただくように、無理のないように行つていくようにしたいと思ひます。」と、こういうお答えになつておるんですね。

そうしますと、このことをどう受けとめ、どう具体化するのか、それからここに言われている関係者とは一体どういふ人たちのことを言われておるのか、これについてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(小島弘伸君) 確かに、身体障害者の施設保護につきまして費用徴収の規定がありまして、これは、年金制度といふふうなことも絡んでのこととございまして、と同時に、この際福祉全般についての費用負担のあり方といふものを一回見直していこうという見直しの中で、身体障害者の費用負担制度の法文も整備されたという経緯がございまして。

御質問の、総理大臣の御答弁は私もよく承知しております。その関係者という、極めてこれは広範にわたる分野もあつて、障害者の団体の方々もいろんなグループがございまして、またこういう場合の運用といひますか、施設をやつていらつしやうただけの方々に限つていらない、いろいろお伺ひしたい、社会福祉の団体、当該障害者の団体等につきましてできるだけ接触を保ちながら御意見を承つてまいりたいと思ひます。

○下村泰君 今、局長がおつしやつたように、この中の一番の最大の関係者といつたら、やっぱりこ

の施設で生活をしていらつしやる障害者の方々、そして家族ですわ。この人たちが今大変心暗鬼にとらわれているそうです。現場の声として、一体どうなつちやうなんでしょうか、私たちは。それはそうでしょう。我々のような健常者でも、時としてこういうような問題が絡んでくるときにはやつぱり心暗鬼にとらわれます。まして、健常者ではないハンディをしようた方々ですから、一体自分たちはどうなつてしまふんであろうかと、これは当然のことだと思ひます。

ですから、そういう方たちに納得していただくなければならぬわけですね。ですから、民主主義でなくちやうわけだよね、今のようないやうな形でいくと。ですから、民主主義というように形をとる上においては、こういう方々とも十分に話し合ひをしなければなりません、またそういう方々にわかつていただけるような方策もやらなきゃならないと思ひます。

それに関して、そういう方々と話し合うというふうな場を設けようとか、あるいは設けるとか、やるというふうな考えはございますか。

○政府委員(小島弘伸君) 今までも、御要望を受けながらではございますが、障害者の団体の方々とも厚生省社会局といたしまして何回もお目にかかつております。私もお目にかかりました。その時点におきましては、なぜ費用徴収というものが組み込まれたか、費用徴収の考え方というのについて、法律制定の経緯、それからそれを運用する我々の今の考え方等をお話し申し上げまして、御理解の獲得に努めているところであります。ただ、十分御理解はまだいただいております。

ただ、具体的に今御心配いただいております兼ね合ひにつきましては、具体的な費用徴収の基準そのものを今検討中でございますので、この原案が固まりましたら、この原案はこんなふうな考えでいるというところで、さらに詰めた話をしてみたいと考えております。

○下村泰君 この間も予算委員会でお話をしましたときに、国際障害者年日本推進協議会の要望書

についてお尋ねしましたときに、局長からの答えがございましたね。「お尋ねの反対の要望書というところでございますが、これらにつきましてはいろいろ検討された結果、最終案を取りまとめるまでに至らなかったというふうに承知しております。」なお「この関係協議会にいろいろお話を伺いましたところ、お尋ねのような、原案を取りまとめているところの調整しているところであつて、最終案をまとめるには至っていないという段階であるやに承知しております。」、こういうお答えであります。ところが、この推進協議会の事務局に伺いましたら、確かに出したと言っているんです。確認のために事務局員が大臣室まで届けていると、こういうふうな答えが返つてきております。それから福祉新聞三月十九日付にも大きく掲載されているということなんです。そうすると、局長のお答えになつていふこととちよつと事実が反するんですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(小島弘伸君) そういうものがあれば、まず私のところにも参るはずだと思ひますが、私のところにはまだ参つておりません。それ、大臣のところにも参つておるかどうか、もう一回調べさせていただきます。

ただ、それについて考え方がいろいろあるんだというふうな形で、まだ最終的に社会局長あてに要望するまでにまとまらないという話は承つております。

○下村泰君 これは出した出さない、見た見ない話ですから、どうしてございませぬけれども、今までも私の部屋にもたくさん障害者の方々が来てお話を伺つておられますと、障害者の方々にとつての反乱というのが起きかねないというふうな状況らしいんです。私もその方たちの施設に行つて直接お話を伺つておられるわけでもございませぬし、またそういう団体のトップの方々ともお話をしているわけじゃございませぬけれども、私の部屋に来て訴えている人たちの言葉を総合すると、大変彼らにとっては大きな問題で、こういう

た行動に出ないとも限らないというふうなのが状況らしいんです。これはお伝えしておきます。今月の二十四日に全国の係長会議というのが開かれるそうですが、その会議では大体どんなことがお話しされるんですか。

○政府委員(小島弘伸君) 新しい予算も通りまして、それから今後のまたそれに伴います制度改正の考え方、まだこれは法案が、その当時まで機関委任事務等の整理法が通るかどうかわかりませんので、その時点を見据えた上で今後の事務の施行について説明することになろうと思ひます。要するに、新年度予算、それから六十一年度施策の重点ということについて、運用に遺憾のないような配慮をしてまいらなければなりませんので、これは毎年のことでございます。関連しております費用の徴収基準につきましても、その時点までに成案を得ることができれば、そこでお話ししたいと考えております。

○下村泰君 そうしますと、その全国係長会議というのに当然この費用徴収の問題出てきますわね。それ以前に当然この基準というものができなければいけません。お出しただけですか。その目じや困るんですよ。それ以前でないと困るんですよ。こつちは。

○政府委員(小島弘伸君) 今、できるだけ早く団体の方たちと話し合う基準原案と申しますか、それをつくるべく努力をしているところでございまして、二十四日までそれが間に合えばそれを話すことになろうと思ひますし、もし間に合わないければ、また別途の手段をとる必要があると思ひます。まとまりましたら先生にもお話し申し上げます。

○下村泰君 五十九年ですね、このときの議事録を拝見しましたが、その算定基準というのがやっぱりここでもちろんまだ出てない状態ですが、それについても審議すると、ここには「御審議をいただく」という言葉が入っているんですよ。そうしますと、当然この委員会にもかけるべき問題ではないかと思ひます。それから各委員

の方々が、この問題に関して大変関心を持つておられる委員の方々からもそういう要望が出てくるわけですね。したがひまして、その算定基準というものはつきり示されなければ係長会議というのにも開かれないでしようし、私に言わせれば、当然もうでき上がっているんじゃないかというふうな疑いの目で局長の顔を見ているんですが、どうなんですか。

○政府委員(小島弘伸君) まだでき上がつておりません。したがつて、二十四日につきましては、費用徴収だけでございまして、全般的な運用のことを話しますので、そのところで、費用徴収の問題については、その基本的な考え方としてどう考えているか、それとその関係団体がどんなふうな動きがあるのか等々は十分話します。そうしておきますれば、額が決まるときには改めてお集まり願わなくとも、それを通知して円満な運用ができるような方策は十分講ぜられると考えております。

○下村泰君 えらい何かこの問題になると小島局長シャカリキになつてお話しになつていふんですけれども、そんな肩に力入れないでください。何か巨人の中畑清がチャンスにバッターボックスへ立つたみたいに肩じゆうに力が入つていふ。体によくありません、そういうのは。もっと楽にしてください。

この中で、一番こういう費用徴収の対象者になつていふ方々の問題にしているのは、あくまでも扶養義務者の問題なんです。答申にもございまして、あくまでも本人に限ると。いつか予算委員会に申し上げました、こういう要望書があると、あるじゃないかと。あくまでも今までは扶養義務されていたのが自立しようとして努力しているんだから、こういう方には御迷惑をかけないようになつていふことを再三申し上げておりますがね。

そのことにつきましてこういう投書がおります。これは昨日なんです。毎日新聞です、四月の十四日月曜日。「あまりにも低い授産手当 授産

生 三根貫志郎 三七、これは福岡県の方です。

僕たち重慶身体障害者は今、授産施設で印刷の仕事をしています。ここで毎日、朝の九時から夕方の五時まで、納期を遅らせまいと頑張っています。

印刷の仕事は三月から四月にかけて忙しくなり、夜遅くまで残業することも珍しくありません。でも七、八年働いていても毎月の手当は二万円足らずです。

昨年十二月、身体障害者福祉審議会より厚生大臣に提出された意見書の内容は、このような授産施設を利用する者は、①入所者本人に重点を置き、年金など収入に応じて食費のほか、他の費用も一定割合で徴収する②扶養義務者から補助的に徴収する、というもので、今年七月をメドに実施されるとのことです。

僕たちは家で生活していますので、食費や寮費などの支払いには問題はないのですが、ただ手当があまりに低いため、年金と合わせても金額は払えないのが現状です。

国は扶養義務者から払わせるといっています。しかしこの寮生は皆、成人でそれも三十代、四十代の人も多いためです。当然、親も高齢で今さら親に負担をかけることなどとてもできません。

僕たちは、小さい時から親、兄弟に心配をかけてきて、今やつとのおいで、まがりなりにも独り立ちできたと思っています。このささやかな幸福を打ち砕くことのないよう切に願っています。

これがこの方の投書の内容です。

ですから、今この方たちの一番気にしているのは、いわゆる扶養義務者からの徴収であるということなんです。私なんか言わせれば、むしろ障害者の方たちが、中には自分たちの年金全部費用として出してもいい、けれども親にだけは手を出さないでくれ。考え方によっては大変なこれは親孝行な感覚ですわな。最近、親孝行なんという言葉は死語になっている。この体の不自由な人た

ちがそういう感覚を持って親に接しているわけですよ。この願いを打ち砕くということは余りにも忍びないという気がするんですが、ちょうどあと三分半しかありませんが、まず局長答えて、そして今のこの投書の人に対するしんしんを、どういうふうに今、大臣は受けとめていらっしゃるのかお聞かせ願って、お話を終わりにしたいと思っています。

○政府委員(小島弘仲君) これにつきましても、毎々同じような答弁になって恐縮でございますけれども、福祉施設につきましても、施設入所者、在宅というような場合いろいろ考えまして、全体の福祉施設の体系が、生活保護も含めまして、まず本人がその能力があるかどうか、経済的に十分自立しているかどうか、それで生活ができるかどうか、それで足りない場合には、公的な費用に優先いたしまして、扶養義務者からも無理のない御負担を願うという仕組みになっております。

確かに、いろいろおっしゃる心情よく理解できますが、全体といたしまして、例えば精神障害者の問題あるいは老人の問題等々と、また同じ障害者でも在宅の場合の生活保護の運用、あるいは施設保護のあり方というようなものとの兼ね合いも考えてまいりませんと、これについてはやっぱり施策全体としての均衡を欠くという問題になりますので、これらの問題については、そういう御要望があることを踏まえて十分検討してまいります。また、法律上も、本人だけでは扶養義務者からの徴収も規定し、これは各法律同じでございます。

したがって、運用についても合理的な区分はつけてまいりますが、そうでないものについてはなかなか難しい面もあることを御理解いただきたくて考えております。

○国務大臣(今井勇君) 先生からこの問題につきましてもたびたび御質問をいただいておりますが、先生の言わんとするところはよく理解できますが、また一面、行政の長として、他の方々とのバランスというものをやはりこれは当然考えなき

やならぬ問題でございます。ただいま局長が答弁いたしました在宅者の問題あるいは精神障害者、またあるいは老人等々の問題とのバランスの問題は、これは十分に頭に置いて考えなければならぬ問題であると考えておりますが、極めて大事な問題でございますから、先生の言わんとするところ等々を十分考えまして、また十分に考えてまいりたいと思います。

したがって、この問題は、はいわかりました、そういったことと残念に思うことだけを申し上げておきたいと思っております。

○委員長(岩崎純三君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩崎純三君) 御異議ないと認めます。児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対し、佐々木君から委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題とし、趣旨説明を聴取いたします。佐々木君。

○佐々木君 ただいま議題となりました児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党・自由国民会議を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、原案の施行期日について、「昭和六十一年四月一日」を「公布の日」に改めるとともに、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的に支給される福祉手当の額の引き上げについて、昭和六十一年四月一日から適用することであり、

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。○委員長(岩崎純三君) 別に御発言もないようですので、本修正案に対する質疑はないものと認め

ます。これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、討論はないものと認めます。

これより児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、佐々木君提出の修正案を議題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩崎純三君) 全会一致と認めます。よって、佐々木君提出の修正案は可決されました。次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を議題に供します。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩崎純三君) 全会一致と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。以上の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩崎純三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それでは次に、環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、討論はないものと認めます。これより採決に入ります。環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩崎純三君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

中野君から発言を求められておりますので、これを許します。中野君。

○中野鉄造君 私は、ただいま可決されました環境衛生金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、二院クラブ・革新共闘の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

環境衛生金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

わが国の産業構造は、現在大きく変動しつつあり、第三次産業の占める比率も飛躍的に増大している。環境衛生関係産業は、サービス産業の重要な一翼を担っており、しかも零細業者の占める比重が高く、この変化の激しい経済社会の中で衛生水準の向上及び経営の近代化を図ることは、将来にわたって重要な全国的課題である。したがって、政府は、環境衛生関係産業のための施策を今後とも充実強化すべきであり、特に、次の事項について、格段の努力を払うべきである。

一、環境衛生金融公庫については、環境衛生関係産業の特殊性にかんがみ、独立した専門的政策金融機関として、その機能の充実に努めること。

二、環境衛生関係産業の近代化、合理化等を促進するため、環境衛生金融公庫の融資について、今回創設された運転資金貸付けを含め、その内容の充実に努めるとともに、環境衛生関係業者への周知徹底に留意すること。

また、環境衛生関係業者の利便向上を図る見地から、環境衛生金融公庫の融資手続の改善に努めること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(岩崎純三君) ただいま中野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩崎純三君) 全会一致と認めます。よって、中野君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、今井厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。今井厚生大臣。

○国務大臣(今井勇君) ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○委員長(岩崎純三君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(岩崎純三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩崎純三君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。今井厚生大臣。

○国務大臣(今井勇君) ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族等に対しては、その置かれた状況にかんがみ、年金の支給を初め各種の援護措置を講じ、福祉の増進に努めてきたところでありますが、今回、年金等の支給額を引き上げるとともに、引き続き戦傷病者等の妻に対する特

別給付金の支給等を行うこととし、関係の法律を改正しようとするものであります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正であります。これは、障害年金、遺族年金等の額を恩給法の改正に準じて引き上げるものであります。

第二は、未帰還者留守家族等援護法の一部改正であります。これは、未帰還者の留守家族に支給される留守家族手当の額を遺族年金に準じて引き上げるものであります。

第三は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正であります。これは、戦傷病者等の妻として支給を受けた特別給付金国債の償還を終えたときに、夫たる戦傷病者等の死亡により戦没者等の妻となつてゐる者に対して、特別給付金を支給するものであります。

第四は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正であります。これは、戦傷病者等の妻に対して引き続き特別給付金を支給することとし、その場合、十年間の国債償還額を六十万円と三十万円に統一するものであります。また、特別給付金国債の償還を終えたときに、夫たる戦傷病者等が平病死している場合、その妻に特別給付金として額面五万円、五年償還の国債を支給することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(岩崎純三君) 以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(岩崎純三君) 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。林労働大臣。

○国務大臣(林道雄) ただいま議題となりました中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

中小企業退職金共済法は、中小企業の労働者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的として、昭和三十四年に制定されたものであります。この法律に基づきまして、現在、中小企業の常用労働者を対象とする一般退職金共済制度と、建設業、清酒製造業及び林業に期間を定めて雇用される労働者を対象とする特定業種退職金共済制度の二種類の制度が設けられております。

これらの制度に加入している事業主の数は約三十七万、加入労働者数は約三百六十万人に達しており、本制度は、中小企業の労働福祉対策の主要な柱の一つとなっております。

ところで我が国における退職金制度の現状を見ますと、大企業ではあまねく普及を見ているものの、中小企業、特に、小規模企業においては約半数の企業において普及を見ているにすぎません。

我が国が今後本格的な高齢化社会を迎えるに当たり、退職金制度は、老後生活の安定を図るため、一層重要なものとなつてきており、本制度に対する期待はいよいよ高くなつてきております。

このため、本制度をさらに充実強化し、その積極的な普及を図ることが要請されております。政府は、このような観点から、本制度について所要の改善を行うこととし、先般、中小企業退職金共済審議会に諮問し、その答申をいただきましたので、ここに中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一は、掛金月額の範囲の引き上げであります。

現行制度では、掛金月額の最低額は千二百円、最高額は一万六千円となつておりますが、退職金給付の大幅な引き上げを図るため、掛金月額の最低額を三千円に、掛金月額の最高額を二万円にそ

れぞれ引き上げることとしております。

第二は、掛金納付月額の通算制度の拡充であります。

現行制度では、被共済者である労働者が転職をした場合には、その時点で退職金が支給されることとされ、事業主都合による退職のように例外的な場合に限りて転職前後の掛金納付月数が通算されることとされておりますが、転職率が高い実態にある中小企業労働者にも職業生活からの引退時における程度とまった退職金が支給できるようにするため、転職前において掛金納付月数が二十四月以上である場合には、退職の理由のいかんを問わず、その被共済者の申し出により掛金納付月数を通算することができるとしてあります。

第三は、加入促進等のための掛金負担軽減措置の新設であります。

事業主が本制度へ加入すること及び掛金月額を増額することを促進するため、中小企業退職金共済事業団は、掛金負担軽減措置として、一定の範囲で掛金を減額することができることとしてあります。

また、特定業種に属する事業を営む事業主が本制度へ加入すること等を促進するため、特定業種退職金共済組合は、掛金負担軽減措置として、一定の範囲で掛金の納付を免除することができるとしてあります。

第四は、余裕金の運用方法の範囲の拡大であります。

現行制度では、中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合の業務上の余裕金の運用方法は、預金、信託、有価証券等とされておりますが、資産の一層の効率的運用を図るため、生命保険を加えることとしてあります。

第五は、掛金の負担軽減措置に要する費用に対する国庫補助の新設及び退職金給付に対する国庫補助の廃止であります。

本制度への一層の加入促進と掛金の増額の促進等を図るため、さきに述べました中小企業退職金共済事業団等が行う掛金負担軽減措置に要する費

用を国が補助することとし、現行の退職金給付に対する国庫補助は廃止することとしてあります。

なお、退職金給付については、現行の水準を維持することとしてあります。

この法律案の主たる改正内容は以上のとおりであります。この法律の附則におきましては、施行期日を、余裕金の運用方法の範囲の拡大について公布日とするほか、昭和六十一年十二月一日とするとしてあります。また、この法律の施行の際被共済者である労働者に関して、最低掛金月額までの掛金月額の引き上げについて一定の猶予期間を置くこと等の経過措置を定めるとともに、その他これらの改正が円滑に実施されるよう所要の経過措置を規定してあります。

以上、この法律案の提案理由及びその内容につきまして御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岩崎純三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十分散会

〔参照〕

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条を次のように改める。

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法

第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、

第十八条(国民年金法等の一部を改正する法律

(昭和六十一年法律第三十四号) 附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。)及び第二十六條の三の規定並びに次条及び附則第三條の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附則第三條中「(昭和六十一年法律第三十四号) 附則第九十七條第一項の規定により支給する同法」を削る。

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十三日)

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十七日)

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、老人医療への患者負担増をやめ、無料化制度復活等に関する請願(第一二二六号)

一、国民健康保険制度の改善に関する請願(第一一四三三号)

一、保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願(第一一四七号)(第一一九二号)

一、老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願(第一一九五号)

一、国立病院等の再編成の促進に関する特別措置法案反対等に関する請願(第一二四六号)

一、東京における母子保健水準の維持発展に関する請願(第一二四七号)

一、国立腎センター設立に関する請願(第一二五二二号)

一、保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願(第一三〇二二号)

一、老人保健法等の一部改正案に関する請願(第一三〇二二号)

一、保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願(第一三〇八号)(第一三二四号)(第一三二五号)

一、老人保健法等の一部改正案に関する請願

(第一三二六号)

第一三二六号 昭和六十一年三月二十八日受理
老人医療への患者負担増をやめ、無料化制度復活等に関する請願

請願者 東京都町田市本町田二、九〇一
谷村タカ外百三十九名

紹介議員 内藤 功君
一、老人医療への患者負担増をやめ、無料化制度を復活すること。

二、国民健康保険への国庫補助を増額し、国民健康保険料(税)の引上げをしないで給付改善を図れるようにすること。また、退職者医療制度への国庫補助をすること。

三、健康保険本人の二割負担導入をやめ、十割給付を復活すること。

四、患者に対する差額徴収(特定療養費)の拡大や療養費払い(患者の窓口立替払い)などをやめ、公的保険医療を拡大すること。

理由

政府は、今国会で老人保健法を改悪し、老人の医療費自己負担を増やそうとしている。これでは、老人はますます医者にかかれなくなり、病気の重症化がすすむばかりである。国民健康保険への国の補助を削つたため、国民健康保険料(税)を二十パーセントから三十パーセントも引き上げる地方自治体が続出し、保険料(税)を支払えない状況もでてくる。多くの地方自治体も国庫補助増額を求めており、政府は医療に金をまわすべきである。また、金がないからやむをえないとしているが、貿易摩擦にみるように大企業は輸出でもうけ、大商社はこの四年間法人税は零の特別扱いである。こうした大企業への補助金を減らし、税金をきちんととれば老人医療の改悪や国民健康保険料(税)引上げなど必要ない。

第一一四三三号 昭和六十一年三月二十八日受理
国民健康保険制度の改善に関する請願

請願者 新潟市寺尾東一ノノ三八 樋口

次男外千三百九十九名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第二一四七号 昭和六十一年三月二十八日受理
保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願
請願者 静岡県浜松市高丘町三六四ノ八
田中真山美外二千九百九十九名
紹介議員 竹田 四郎君

保育園をはじめ、特別養護老人ホーム、身体障害者・精神薄弱者施設、婦人保護施設などを運営するために必要な費用の八割を国は負担していたが、これを五割に減らそうとしている。それに伴って地方自治体の負担は二割から五割へと重くなる。しかも、その増える分の手当てもしないまま、仕事だけを地方自治体に渡そうとしている。その結果、地方自治体が保育料などの利用料などを引き上げたり、職員を減らしたりすることになる。保育に欠ける子どもたち、寝たきりの老人、心身障害をもつ者は施設を利用しにくくなつて困り職員も不安である。本来、このような福祉は国が責任をもつという事で、八割の負担を法律で決めており、これを五割に切り下げるとは制度そのものをこわしてしまふことになる。福祉、社会保障の諸制度は、戦後、憲法第二十五条に基づいてきつてきつてきた貴重な成果であり、更に充実すべきものである。ついで、国庫負担を削減することのないよう、次の事項について実現を図りたい。

一、保育園などへの国庫負担を削減しないこと。
二、国の責任で社会福祉・社会保障を充実すること。

第一一九二号 昭和六十一年三月二十九日受理
保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願
請願者 大阪府岸和田市大町三六五 寺田 勝弘外千名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

昭和六十一年四月二十六日印刷

第一一九五号 昭和六十一年三月二十九日受理
老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願
請願者 静岡県用宗一ノ一〇ノ一 青木隆
紹介議員 小島 静馬君
この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第二一四六号 昭和六十一年三月三十一日受理
国立病院等の再編成の促進に関する特別措置法案反対等に関する請願
請願者 鹿児島県久根市赤瀬川八二五ノ二 浜崎みえ子外四百九十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第二一四七号 昭和六十一年三月三十一日受理
東京における母子保健水準の維持発展に関する請願
請願者 東京都江東区東砂二ノ一三ノ二一ノ九〇五 後藤和子外二千二十三
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第二二五二号 昭和六十一年三月三十一日受理
国立腎センター設立に関する請願
請願者 三重県上野市茅町二、七〇〇ノ一 高田節子
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第六〇二号と同じである。

第一三〇一号 昭和六十一年四月一日受理
保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願
請願者 札幌市南区真駒内曙町一ノ二六ノ五〇二 鈴木みどり外九百九十九
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第一三〇二号 昭和六十一年四月一日受理
老人保健法等の一部改正案に関する請願
請願者 広島県市本通二ノ三ノ七具相互銀行健康保険組合理事長 大黒瑠
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第六八三号と同じである。

第二一三八号 昭和六十一年四月二日受理
保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願
請願者 長野県諏訪市上諏訪大岩平一三、三三〇ノ三一 近藤吉喜外九百九十九名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第一三二四号 昭和六十一年四月三日受理
保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願
請願者 静岡県材木町八 桑原富士雄外千
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第一三二五号 昭和六十一年四月三日受理
保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願
請願者 高知県土佐清水市加久見 川沢恵子外九百九十九名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第一三二六号 昭和六十一年四月三日受理
老人保健法等の一部改正案に関する請願
請願者 横浜市戸塚区深谷町一、六六五ノ一〇 佐藤昭尚外千四百二十一名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第六八三号と同じである。

参議院事務局

昭和六十一年四月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局